平成28年白老町議会定例会3月会議会議録(第3号)

平成28年3月10日(木曜日)

開 議 午前10時00分

延 会 午後 4時15分

〇議事日程 第3号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 代表質問

第 3 一般質問

〇会議に付した事件

代表質問

一般質問

〇出席議員(13名)

1番 山 田 和 子 君 2番 小 西 秀 延

3番 吉 谷 一 孝 君 5番 吉 田 和 子 君

君

6番 氏 家 裕 治 君 7番 森 哲 也 君

8番 大 渕 紀 夫 君 9番 及 川 保 君

10番 本 間 広 朗 君 11番 西 田 祐 子 君

12番 松 田 謙 吾 君 13番 前 田 博 之 君

14番 山 本 浩 平 君

〇欠席議員(1名)

4番 広 地 紀 彰 君

〇会議録署名議員

1番 山 田 和 子 君 12番 松 田 謙 吾 君

13番 前 田 博 之 君

〇地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 戸田安彦君

副 町 長 古 俣 博 之 君

副 町 長 岩 城 達 己 君

教 育 長 安藤尚志君

総 務 課 長 大 黒 克 巳 君 財 長 孝 政 課 安 達 義 君 企 画 課 長 橋 裕 明 君 高 経 済 振 興 課 長 本 間 力 君 農 林 彦 産 課 長 井 君 水 石 和 活環 生 境 課 長 山 本 康 正 君 町 民 長 明 君 課 畑 田 正 税 務 課 長 男 君 南 光 上 下 水 道課 長 中 春 光 君 田 設 長 君 建 課 敏 雄 竹 田 健 康 福 祉 長 博 君 課 長 澤 敏 齢者介護課 長 子 君 高 田 尻 康 学 校 教 長 利 君 育 課 尾 弘 高 学 習 生 涯 課 長 真 君 武 永 子 ど £ 課 長 下 河 勇 生 君 病 院 事 務 長 淳 史 君 野 宮 消 防 長 中 村 諭 君 監 査 君 委 員 菅 原 道 幸

〇職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 尚 村 幸 男 君 主 査 増 田 宏 仁 君

◎開議の宣告

〇議長(山本浩平君) ただいまから、昨日に引き続き議会を再開いたします。 これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(山本浩平君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第109条の規定により、議長において、12番、松田謙吾議員、 13番、前田博之議員、1番、山田和子議員を指名いたします。よろしくお願いをいたします。

◎代表質問

○議長(山本浩平君) 日程第2、昨日に引き続き代表質問を続行いたします。

◇ 西 田 祐 子 君

〇11番(西田祐子君) 11番、きずな西田祐子議員登壇願います。

11番、西田祐子議員。

[11番 西田祐子君登壇]

〇11番(西田祐子君) 平成28年3月議会代表質問、会派きずな西田祐子、質問させていただきます。昨年の11月に再選されました戸田町長に新たな形での行政のあり方について質問させていただきたいと思います。特に今回は子育てについてを中心に質問させていただきます。

日本政府は、急速な少子化の進行、子供・子育て支援が質量ともに不足し、先進諸国に比べてGDP対比で低いことを踏まえ、対策の不十分さを改善すべく、昨年4月子ども・子育て関連3法を施行されました。コーホート法の人口推計で平成27年度の白老町の総人口は1万8,179人から31年度は1万6,848人、減少率7.3%。しかし、15歳未満の年少人口は1,593人から1,358人となっており、約倍の14.7%の235人の減少と見込まれております。このうち未就学児ゼロ歳から5歳までは550人から457人となり、93人の減、約16.9%減少されるとしています。白老町における少子化は極めて速いスピードで進行していると報告されております。白老町も少子化、人口減対策として、子ども・子育て連関連3法各種の計画の策定をしております。

- (1) 平成27年2月「(仮称) 白老町保育事業運営計画」素案についてからお伺いいたします。
- ①「(仮称) 白老町保育事業運営計画」素案にもある、保育園の再配置と民営化を踏まえ、虎 杖浜、竹浦、北吉原、萩野地区の課題をどのように押さえていらっしゃいますか。子育てを取 り巻く環境の変化による保育ニーズの多様化をどのようにお考えでしょうか。
- ②はまなす保育園、海の子保育園、緑丘保育園など、それぞれの施設の老朽化が進んでいますが、改築や改修などの今後の見通しを伺います。
 - ③町立保育園の再配置及び民営化の基本方針に基づき、平成29年度民間移譲年度としたいと

しておりますが、民間移譲後に白老町の少子化により、経営悪化が懸念される可能性もあります。まちとしてどのような対応策をお考えでしょうか。

- ④町政執行方針で支援を要する子供、家庭には保育料の軽減などの経済的負担緩和などに取り組むとしていますが、保育料の軽減額、保護者への負担額は東胆振管内と同様の額を考えている。しゃいますでしょうか。また、それにより財政負担をどの程度予測されていますか。
 - (2) 地域子ども・子育て支援事業についてお伺いいたします。
- ①子育で広場と放課後児童クラブのそれぞれの利用実績、障がい児、貧困世帯への対応と課題をお伺いいたします。
- ②美園、萩野児童館は子どもの居場所づくりに欠かせない施設だと思います。利用人数が多いと目が届かない、反対に少ないと経費負担が大きい問題があります。今後の運営主体を民間や地域の方々へ委託するお考えはありませんか。
- ③子どもたちが利用するそれぞれの施設や児童公園などが老朽化してきていますが、子ども たちが安全にいられるための改築や改善が必要だと思いますが、課題と今後の対策をお伺いい たします。
- ④ファミリーサポートセンターでの預かり事業は、子育てを援助して欲しい人の要望に応じて利用料助成を昨年4月から行っていますが、今までの利用者数、利用の主な理由、課題と役割のあり方をお伺いいたします。
- ⑤子どもの心を育てる取り組みとして、ブックスタートを行っていますが、その現状と課題、 これからの取り組みを伺います。
- (3) 平成27年7月「白老町子ども医療費助成条例」で新たに中学生までの入院費助成が行われました。
 - ①昨年7月から現在までの助成制度の申し込み件数、金額、主な内容を伺います。
 - ②白老町の地方単独事業に係る市町村国保の国費負担減額があるのかお伺いいたします。
- ③少子化対策の一環として、まちとして中学生までの通院費の無料化を行った場合、財源は どの程度になるのか予測されていますか、お伺いいたします。
- (4) 子育て世帯についてお伺いいたします。
- ①白老町の子育て世帯数、ひとり親家庭の世帯数と子供の人数、母子家庭、父子家庭、別々にお伺いいたします。
 - ②子育て世帯、ひとり親家庭の経済と白老町の貧困率と課題をお伺いいたします。
- ③白老町は近隣の市より水道料、下水道料、固定資産税が高いので、近隣市に移転し通勤している子育て世帯を把握し、原因の調査分析をしていますか。
 - 2、子どもの権利について。
- (1) 犯罪やいじめにより被害を被った子どもたちの相談件数と人数をお伺いいたします。
- (2)被害者への継続的な支援体制と加害者への継続的な指導、助言体制と課題をお伺いいたします。
- (3) 子どもへの虐待相談件数と人数、虐待の内容、児童相談所、警察などへの相談を行った

件数と人数、支援体制と課題をお伺いいたします。

- (4) DVの状況と支援体制、課題をお伺いいたします。
- (5) 国連総会で子どもの権利条約で4つの柱と3つの選択議定書が採択されていますが、まちはどのように考えているでしょうか。

以上、大きく2点質問させていただきます。

〇議長(山本浩平君) 安藤教育長。

〔教育長 安藤尚志君登壇〕

○教育長(安藤尚志君) 西田議員の代表質問にお答えいたします。

子育て支援についてのご質問であります。

1項目めの「(仮称) 白老町保育事業運営計画」(素案) についてであります。

1点目の「虎杖浜、竹浦、北吉原、萩野地区の課題」、2点目の「改築、改修等の今後の見通 し」、3点目の「民間移譲の対応」につきましては、関連がございますので一括してお答えいた します。

「(仮称) 白老町保育事業運営計画」(素案) は「白老町子ども・子育て支援事業計画」の個別計画として、今後の白老町が目指す保育内容を示すとともに、保育園の統合、再配置、民営化を含めた整備方針を示したものでありますが、最終的な方向性についての計画を示したものではありません。

保護者の多様な保育ニーズに対応しながら、白老町の保育を効果的、効率的に実施するために、対象地域の少子化の進行などの実情を踏まえ様々な選択肢を考慮し、保護者や地域住民に十分な説明を行い、理解を得たうえで、保育園の適正化、再配置を進めていくことが必要であると考えております。

なお、はまなす保育園、海の子保育園は改築後19年から24年が経過しており老朽化は進んでおりますが、保育環境のあり方については、策定する計画に基づき進めてまいります。

4点目の「保育料の軽減」につきましては、27年度に改定した本町の保育料は国基準の60から70%を基本として設定しており、前年度に比べ同じ収入なら同等以下になるように調整しているものであります。現時点での改正予定はありませんが、経済的支援となることから、総合的に判断して進めてまいります。苫小牧市と同様に設定した場合の町財政負担は概算で1,200万円の追加負担が見込まれます。

なお、28年度より年収360万円未満相当の世帯については、現行制度で1号認定者については 小学校3年生まで、2・3号認定者については小学校就学前までとされている多子世帯に係る 年齢制限を撤廃し、保護者と生計を一にする未成年のうち、第2子であれば半額、第3子であ れば無償とすること、また、ひとり親世帯については1,000円の軽減措置に加え、第1子は半額、 第2子以降は無償とする軽減策を実施いたします。

2項目めの「地域子ども・子育て支援事業」についての1点目、子育て広場、放課後児童クラブ、障がい児、貧困世帯への対応と課題」についてであります。

26年度の各広場の延利用者数は、子ども発達支援センター2,927人、子育てふれあいセンター

5,487人であり、28年2月現在の児童クラブの登録人数は113名で、うち障がい児対応は4名であります。

また、児童クラブ利用者に対しては、経済的支援として生活保護世帯、学校教育法による準要保護世帯においては負担金を全額免除、町民税非課税世帯においては負担金の半額免除を行っております。支援を要する子供が増えた場合に対応する人員の確保が容易ではないところが、今後の課題になるものと考えております。

2点目の「美園、萩野児童館を委託運営する考え」につきましては、児童館は、屋内型の児童厚生施設で、子供に健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的としている施設であります。

費用効果などを総合的に検討した中で、民間委託などの必要性について判断してまいります。 3点目の「施設、公園の老朽化対策」につきましては、白老町子育てふれあいセンターを含め、子ども課所管の各施設については、経年劣化が進んでいる状況ですが、改善の必要性を総合的に判断し、利用者の安全を確保していかなければならないと考えております。

また、子供たちが遊べる遊具を設置している街区公園等は、町内で19施設あり、公園に設置されている遊具等の維持管理については、パトロール等を行いながら、安全を確保しております。

なお、遊具の老朽化に対しましては「公園施設長寿命化計画」に基づき更新事業に取り組む こととし、子供たちの安全な居場所づくりに努めてまいります。

4点目の「ファミリーサポートセンターの課題と役割」につきましては、ファミリーサポートセンターの利用料助成は、就労等の支援及び保護者の経済的負担軽減のために27年度から実施しており、1月末までの利用実績は延333人、実人数20人の方が利用されております。利用の主な理由は保育所・幼稚園等などへの送迎、登校前や帰宅後の預かり、保護者の臨時的な就労の場合の預かり、子供の病気時の預かりなどとなっております。今年度のファミリーサポートセンターの利用件数は26年度以前より急増しており、本事業の委託先であるNPO法人の対応スタッフの確保に調整を要しますが、町とNPO法人との連携により子育て環境の充実に努めてまいります。

5点目の「子供の心を育てるブックスタートの現状と成果、これからの取り組み」につきましては、健康福祉課との連携により、図書館職員とボランティアが7カ月児相談の際に赤ちゃんに読み聞かせを行い、絵本や子育てに関する情報の入ったパックを手渡すブックスタートを平成14年度から実施しております。

26年度は75人、27年度は60人に配布しましたが、絵本を通して親と子が温もりを感じながら言葉と心を通わす、かけがえのない取り組みとなっております。

また、乳幼児向けのおはなし会や赤ちゃんの絵本コーナーの設置などを通して、保護者が絵本を選びやすい環境を整え、乳幼児と保護者がより絵本に親しんでもらえるよう努めております。

一方、読み聞かせ団体による活動も町内各所で行われており、子どもの心を育てる読み聞か

せを今後も関係団体と協力しながら進めてまいります。

3項目めの「白老町子ども医療費助成条例」についてであります。

1点目の現時点での「助成制度の実施状況」につきましては、申請件数512件、助成総額は約152万3,000円となっております。

また、助成の主な内訳としましては、就学前入院14件助成額41万円、小学生入院10件助成額28万2,000円、中学生の入院については4件助成額17万9,000円となっており、入院分合計で28件87万1,000円の助成を行っております。

2点目の「地方単独事業に係る国保の公費負担減額」につきましては、地方自治体が乳幼児 医療費助成制度により、子どもの医療費の一部負担金を独自に減額した場合、医療費の「波及 増」が生じるとして、国は国保の国庫負担を削減しているところですが、本町においても27年 度約1,700万円の減額調整措置が行われております。

3点目の「中学生までの通院医療費無料化に伴う財源」につきましては、無料化となっていない小中学生の通院分の助成額について、26年度国保加入者の診療実績を基に自己負担額を試算した結果、年間約1,600万円の財源が必要となる見込みであります。

4項目めの「子育て世帯」についての1点目、「世帯数、子供の人数」につきましては、子育て世帯等を把握できる業務として、中学生までの子供を養育する世帯に支給している児童手当があり、職場から支給される公務員を除く受給世帯は816世帯、子供の人数は1,382人となっております。

また、ひとり親家庭で18歳までの子供を養育する世帯に支給される児童扶養手当では、受給世帯が231世帯、子どもの人数は373人で、内訳としましては母子家庭213世帯346人、父子家庭18世帯27人という状況であります。

2点目の「貧困率」につきましては、特定の世帯ごとの所得状況の把握は困難であり、貧困率は把握しておりませんが、「平成27年度市町村税課税状況等の調」による課税所得額は、200万円以下の納税義務者が全体の約8割を占めている状況であります。

また、28年1月末現在の就学援助にかかる要保護・準要保護児童生徒数に占める認定割合は26.6%であり、今後、子育て支援について、効果ある事業を的確に実現していくことが課題と捉えております。

3点目の「転居原因の調査分析」につきましては、子育て世帯の近隣市への転居理由について調査分析は実施しておりません。

なお、広域保育として近隣市より受け入れている世帯は、28年2月現在9世帯であり、うち本町より移転し通勤している世帯は1世帯であります。

子どもの権利のご質問であります。

1項目めの「犯罪やいじめにより被害を被った子供たちの相談件数と人数」につきましては、 校外において、児童生徒にかかわる不審者情報が本年度は9件ありましたが、実質的な被害は ありませんでした。

校内においては、問題行動として、生徒間暴力が中学校で9件発生し、いじめについては、

小学校で13件、中学校では10件の認知がありましたが、そのすべてにおいて、加害児童生徒への指導、被害児童生徒への支援を行い、家庭と連携、協力しながら解消しており、生徒間暴力、いじめ共に通院や加療を要するものやそれが継続、発展し不登校などの重大事案につながるものはありませんでした。

2項目めの「被害者への支援体制と、加害者への指導、助言体制」についてであります。

被害、加害児童生徒への指導、支援体制につきましては、犯罪被害や問題行動、いじめ等を認知した場合は、被害児童生徒の安全、安心を最優先に、各校の危機管理マニュアルやいじめ 防止基本方針に基づき、迅速かつ適切に対応することとしております。

また、加害児童生徒の指導、助言につきましても、事実は事実として、その善悪を指導して、 反省を促し、その子自身の心の成長を育むことが、教育の大きな意義であることから、今後も、 教職員間で情報を共有し、全校体制による支援を組織的、継続的に行ってまいります。

3項目めの「児童虐待及び支援体制」についてであります。26年度の児童相談対象件数は、 身体的6件3人、ネグレクト67件26人、心理的25件5人の合計98件34人となっております。

うち室蘭児童相談所と連携して対応した人数は15人であります。児童虐待防止対策は、「発生予防」、「早期発見・早期対応」、「保護・支援」の3つの領域から成っており、いずれも重要でありますが、特に「早期発見・早期対応」が重要であることから、子ども課を中心に関係各課、児童相談所などの関係機関と連携しながら児童虐待防止に努めております。

4項目めの「DVの状況と支援体制」についてであります。

DVについての相談は24年度2件、25年度1件、26年度4件となっております。

支援体制につきまして庁内の関係課が北海道や警察、避難シェルター団体と連携をして支援に当たっております。

課題につきましてはDVを受けている被害者の状況を的確に把握し、一時保護の必要な被害者については適切に対応するため、今後とも北海道などの関係機関との連携を強化していく必要があります。

5項目めの「子どもの権利についての考え」についてであります。

「子どもの権利」とは、「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」を基本とするもので、何が子どもにとって最善の利益であるかについて、子どもの意見を尊重し、 大人の援助はあくまでも子どもの権利実現のためのものであり、対話を通して具体化していく ものと認識しております。

本町におきましては、子どもの権利条約など関係法律等を踏まえ、26年3月に、子どもと大人がともに信頼し合い、やさしいまちをつくるとした「子ども憲章」を策定したところであり、現在、憲章の具体化に努めているところでございます。

〇議長(山本浩平君) 11番、西田祐子議員

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番(西田祐子君) それでは、今るる説明をいただきましたけれども、この中から何点 か質問させていただきます。 まず1点目の「白老町保育事業運営計画」素案の中にある多様化する保育ニーズについてであります。昨年1月時点で保育士25名中13名が臨時職員、多様化する保育ニーズに対応するための臨時保育士の確保を図っているとしていますが、慢性的に保育士が不足していると報告されております。いろいろな保育ニーズがありますけれども、最近ではやはり病後とか、またそれから親が働くことによって、すき間を埋めていかなければならないようないろいろな対応がされていると思うのですけども、そこの中で時間外保育、乳児保育、障がい児保育、交流保育など対応されていると思います。今のような状態で臨時保育士、大丈夫なのかどうかその辺をお伺いいたします。また、今後の見通しについても臨時保育士でいいのかどうか、その辺の考えもお伺いいたします。

2点目の「虎杖浜、竹浦、北吉原、萩野地区の課題」と建物の改築改修、今後の見通しでありますけども、策定計画に基づき進めると答弁ありましたけども、例えば竹浦小学校、虎杖浜小学校、萩野小学校と保育園が合併、併設というのですか、そういうものは考えられないのか、子育て施設を1カ所に集約することによって改築費や運営経費も低く抑えられると思います。また、放課後児童クラブと児童館の併設、このようななことも同じく考えられないのでしょうか。検討する価値があると思いますけれども、どのような考えかお伺いいたします。

3点目、統合と再配置についてであります。民間移譲を平成29年度にしたいとおっしゃっていましたけれども、これは最終的な方向性ではないと今答弁いただきました。しかし、1年前にパブリックコメント行っております。今まで統合、再配置が進んでないということは何が原因なのか、その辺をお伺いしたいと思います。また、民間移譲後に少子化にあり経営悪化が懸念される可能性もあるとして先ほど質問しましたが、どのような対応策なのか明確な答弁がないと思いますので、再度答弁を求めます。

次に苫小牧市で現在、平成25年度の実績で保育料の軽減を約1億588万円使って行っているとホームページに書かれておりました。白老町が苫小牧市と同じようにするとなった場合、1,200万円の財源が必要であると答弁いただきましたけども、ちょっと隣のまちと同じにするのには、私がやっぱり親だったらちょっと考えるかなと。白老町の保育料が特別高いだけでなく町としてもそれなりに軽減政策はしております。しかしながら、全国的に見たときにその軽減策はどうなのかと見たときに、大体苫小牧市のほうが全国平均に近いのかなと。白老町が若干高めなのかなと。保育料価格を見比べたとき、そういうような印象を受けます。格差解消に努力するべきではないかと私思いますが、それについての答弁をお願いいたします。

(2)地域の子ども・子育て支援についてであります。子供の居場所づくりとして、子育て広場、児童館、児童クラブ、ファミリーサポートセンターなどもありますが、利用率が低いのは移動手段に問題があると思います。地域的に限定されているのです。白老の場合と、それと萩野の場合。こういう施設の近くにいる子供たちは大丈夫なのですけれども、移動手段として問題があると。1点目にまず働いている親などがいて送迎ができない。2点目に子供が遊ぶ時間帯と親が職場から帰ってくる時間帯との誤差があります。子どもが遊びに行きたい時間帯に親が職場から帰ってきて、そういう施設まで送り迎えができない状況にある。3点目に全ての

地域に施設がないので、子供の移動距離が長く、それをサポートするものがない。送迎できる体制がないということです。今、言ったような場所へ遠くて行けないでいる子供たちの移動手段を確保するべく努力しなければならないのではないかと私は思っております。まず子供は高齢者や車を持たない方、障がい者などと同じく移動困難者であると認識するべきだと思っております。しかしながら、子供は介護認定者でもないので、福祉有償車両にも乗れません。また、1人でタクシーに乗って行くということもできない。こういう状態の中で、やはり何らかの支援がなければ子供たちが孤立化してしまうのではないかと。また、もう1点、やはり、支援をしていく中で、経済的負担もあります。移動手段の車両の運営経費、移動経費、一体誰が負担するのかと考えたときに、コストの比率割合を考え利用者負担と行政負担で賄う努力も必要ではないか、その時には最低限、低所得世帯の利用者負担の軽減を考えていくことにより、利用価値が生まれてくるのではないかと思っております。子供のこういうところの移動手段として、そういう送迎のものはいかがですかと。たぶん地方に行かれたら見ることがあるのではないかなと思うのですけど、ワゴン車でよく子供たちを送迎しているような、そういうところを行っている市町村もございます。白老町としても検討できるかどうか、お伺いしたいと思います。

②児童館の運営委託先として、児童登下校安全対策事業というのが、白老町で今年度74万円の補助をつけて民生児童委員の方々にお願いしていると思います。それと同じような考え方で白老町も保育園の送迎だとか行うような、そういうような支援員そういうものが必要ではないかと。北海道では、子育て支援員が保育所や児童クラブの補助員として行ってます。また、浦安市では、保育園の送迎を支援員が行っています。このような子育て支援システムが必要だと思いますが、道のそういうようなものを利用し検討されていますでしょうか。お伺いいたします。

3点目に、学校耐震化や改修など、子供たちが安心して学べるようになってまいりました。 教育長はじめ町長はじめ行政側の努力により、どんどん進んでおります。今年度は美園児童館 の改修を行う予定であります。そこで、子どもの安心・安全、居場所づくりのための施設が最 優先で、ぜひ改築されることを望んでおります。公共施設などの長期的な維持管理、配置方針 の公共施設などを総合管理計画でぜひ最優先で考えていいただきたいと思います。その辺のお 考えをお伺いいたします。

次に、ブックスタート事業についてであります。このブックスタート事業はイギリスが発祥と言われております。識字率の向上といじめ防止に有効とされております。自分の心を言葉で上手に表現できるようになると言われ、大きな影響を与えると言われております。しかしながら、白老町で交付税の中で措置されている書籍は年間どの程度になっているのか。実際に購入されている書籍の中で、幼児や中学生向けの本をどのくらい買っているのかお伺いいたします。交付税措置の額ももしわかりましたらお願いいたします。

3点目、「白老町子ども医療費助成条例」についてであります。日本の国の15歳未満の人口推計といたしまして1980年度は約2,751万人いました。しかしながら、2014年一昨年1,623万人に減少しております。しかも、子どもの医療費は小学校入学前は2割負担、入学後は3割の自己

負担、親の負担となっております。しかし、厚生労働省の調べでは昨年4月の時点で全国1,742 市区町村のうち、子どもの医療費無償化をしている自治体は56.6%に上っております。残る 43.4%も何らかの形で一部を軽減しております。これは町長も良くご存じだと思います。8割 の自治体は所得制限を設けておらず、対象年齢は15歳までが最も多く、通院医療費までを助成 する自治体は全国で53.4%を占めております。また、全国では高校生までの医療費無料化を行っている自治体がどんどんふえており、北海道の南富良野町では、大学卒業の22歳まで医療費 無料化を行っております。町長の公約である中学生までの医療費無料化の実現はいつをめどに 考えておられているのか。今期4年間で公約の達成は可能なのかお伺いしたいと思います。

2点目に、地方単独事業に係る市町村国保の国費負担の調整についてであります。先ほど答弁いただきまして、約年間1,700万円削減されていると、そのように答弁いただきました。しかしながら、中学生までに医療費無料化をすると、あと1,600万円ほどかかると。簡単に言ってしまいますと国のこの削減額がなければ、中学生まで医療費無料ができるというふうになるわけですよ。こういうふうなことを、国がなぜするのか、ずっともちろん怒っておりますけれども、もちろん地方自治体からも随分国のほうに文句は言っていると思うのですけれども、こういう仕組みに対して、ことしの夏をめどに国のほうでは改正すると言っておりますけれども、これについてどのような今状況にあるのか、わかる範囲で結構ですので、ぜひ教えていただければと思います。

次に、子育て世帯についてお伺いいたします。結婚と出産に関する全国調査で、理想の子供 を持たない理由として最も多いのが、子育てや教育にお金がかかり過ぎるという理由が60%、 しかしながら25歳以下の若い世帯では83.3%がお金がかかるからつくれないと、そういうふう にアンケートに載っています。これは、国の行っている全国調査でございます。平成25年度の 日本の国の合計特殊出生率全国平均は1.43%です。北海道は1.28%、白老町は1.27%、そして ワーストワンが東京都、2位は京都、3位は北海道になっているのです。少子化で子供の数が 減少しているのにもかかわらず、生活保護費以下の収入で暮らす子育て世帯が過去20年間で倍 増し、平成24年度の都道府県別の子供の貧困率は、1位が沖縄県で37.5%、2位が大阪府、3 位が鹿児島県、4位が福岡県、5位が北海道の19,7%と報告されております。平成26年度の白 老町の平均所得は昨日の同僚議員の質問で平均所得は233万6,000円であり、全道179市町村中 169位で全道平均の275万9,000円より42万3,000円少ない現状であると答弁がありました。また、 要保護、準要保護児童生徒の占める割合も26.6%になっていると報告もされております。白老 町は今ここで貧困対策を本気で行わなければならないと思いますけれども、原因を調査し分析 されていませんか。また、北海道子どもの貧困対策推進計画と白老町の政策を比較し、推進計 画どおりの対応になっていますか。齟齬や不足はありませんか。あるとすれば、どのようなこ とが問題になっているのかお伺いいたします。次に、苫小牧市と比べ水道料、下水道料金、固 定資産税が高いさらに保育料も高いこれに対して特に調べていないという答弁をがありまし た。しかしながら、職場が白老町で住むのは苫小牧市という若い世代、子育て世代を何人も知 っております。町長も役場職員も議員もよく知っているのではないかなと思います。今まで少

子化を食いとめ、若い世代や子育て世帯がまちから出て行くの食いとめる対策を真剣に行ってきたのでしょうか。このままでは、白老町が今目指している活力ある産業、仕事づくりをつくり出す地方創生事業が実現したとして、働く職場ができたとして、白老町に若い世代や子育て世代が住んでくれると思いません。みんなが住みたいまちという言葉がかけ声倒れとなり、絵に描いた餅になってしまう心配があります。苫小牧や登別から通勤してくる世帯を把握し、原因を調査し、真剣に対策を講じるべきだと思いますが、どのように思われますか。

次に、2点目、子どもの権利についてであります。学校ごとに白老町いじめ防止基本方針がつくられ、いろいろな内容になっております。その学校その学校によっていろいろな形があると思います。ホームページに載せている学校とそうでない学校もあったように思いますが、それぞれの策定過程でいじめ防止の当事者である子供たちがどのようにかかわってきたのか、また、どのような成果があったのか。また、それは校長先生の判断でこの白老町いじめ防止基本方針を策定し実行されているのか。その辺をお伺いいたします。

2点目、しらおい子ども憲章が各小中学校のホームページに見当たりません。この憲章は誰のために、どんな目的で、何をするために策定されたのでしょうか。そもそも、ホームページに載せる必要がない程度のものなのでしょうか。しらおい子ども憲章を具現化するために、各小中学校の子供たちに子ども憲章推進員を委嘱するとしておりますけれども、大人の責務もありますが、それをどのように考えているのかお伺いいたします。

次にDVや子供への虐待などの問題に対してお伺いいたします。北海道で今シェルターが何カ所あるのかお伺いしたいと思います。2点目に、DVや子供への虐待などを発見し解決する1つの方法として、各学校の校長先生がそれぞれの地域に出向き、町内会や老人クラブ、高齢者大学などと交流し、知り合った方々からサポートを得られるような学校運営体制は考えられないのでしょうか。また、町民の多くの方々はシャイな方が多く、自分から進んで学校へ出かけお世話するという方が少ないと思います。しかし、親しくなれば昔のように心意気をもって学校の校舎や周辺整備、大工仕事や土木仕事、草刈り、ペンキ塗り、そういうことをしてくださった方はたくさんいらっしゃると思います。子供たちにとっても、大人から守ってもらえるという安心感も得られると思います。このような形でやはり昔のように学校の先生、校長先生が地域の方々と一緒になって学校運営していく。こういうものをもっと進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

国連の子ども権利条約について伺います。生きる、守られる、育つ、参加する権利が規定されております。白老のまちづくりに子供が参加する仕組みづくりが必要だと思います。教育長の執行方針の中で子供たちが防災訓練をするというような記述もございましたが、防災訓練を地域の方々と学校が一緒に行う仕組みが必要なのではないでしょうか。地域にはお年寄りから幼児、障がいを持っている方々、さまざまな方々がいらっしゃいます。しかし、小学校高学年、中学生ともなると防火訓練で地域の方々から任せられ役割をすることにより自信ができ、中には防災マスターの資格も取れるくらい一生懸命頑張れる子供もいるはずです。もう当然そのくらいの能力は当然あると思います。人と人の絆を持てるように育てるためにもぜひこのような

ことが大事ではないかなと思っております。ぜひ、地域と一緒に防災訓練をし、子供たちが一緒にそこの中でまちづくりに参加できるそういう実感を持てるような政策をぜひ進めていただければと思います。

○議長(山本浩平君) それでは項目がかなりありますので、るるどの項目でも構いませんので、答弁をお願いします。

安藤教育長。

〇教育長(安藤尚志君) 今のいただいご質問聞き逃している部分があるかもしれませんので、 ご指摘いただければと思います。それでは順番にお答えをしていきたいと思います。

保育士の不足についてのご質問がございました。現在、町内の保育園2園ございますが、2園で臨時保育士が10名在職しております。加配などで保育士が必要なときに、現状としては募集してもなかなか人員の確保ができないというような状況でございます。このことの1つの要因として賃金単価の問題がございまして、これが近隣よりも低いというようなことも一因かということで、次年度に向けては賃金単価を改正いたしまして1,200円ほど上げさせていただいています。今後、臨時職員の確保に向けてハローワーク等を通して努めてまいりたいというふうに思います。それから、併せて正職員のお話もございましたが、この採用については、今後、全体的な保育園の在り方を検討する中で、総合的に考えてまいりたいというふうに思います。

2点目、小学校と子育て施設の一体化あるいは併設ということでのご質問がございました。確かにそういったものが一体化されることによって、集約される部分のメリットはあるのだろうというふうに思いますが、反面そのことによって生じてくるデメリットもあるのかなというふうに考えております。ですからその辺のところは、ご意見として承りたいというふうに思います。それからあとは児童クラブの併設の問題もございましたが、現在児童クラブは多くの場合は各小学校の中にございまして、これは子供たちの移動を考えたときに改めて違う場所に設置してそこに移動することよりも、校内に子供たちがそのまま移動できる状況のほうが子供たちの安全という部分では確保できるのかなというふうに考えてございます。現時点では併設ということについては、今のところ考えてございません。

続きまして、「白老町保育事業運営計画」素案の遅れについてでございます。ご指摘のとおり当初の予定しておりました進行予定よりも遅れておりまして、その部分については大変申しわけなくお詫びをしたいなというふうに思います。素案については、より具体的でより現実性のあるものを策定したいというふうに考えております。大変ご迷惑をかけますけども、今しばらくご猶予をいただきたいなというふうに思います。

それからあと施設の経年劣化にかかわってもご指摘をいただきました。確かに年数としては20年前後も経過しておりまして、かなりの劣化がありますけども、その都度、応急対応になりますが担当課のほうでまいりまして、子供たちの安全や安心が脅かされることのないような、そういった修繕を行っております。全体的な新築とか改築については、この部分だけではなくて全体的な計画の中で考えていかなくてはならないかなというふうに思っていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから保育料の軽減についてでございますけども、現在28年度も27年度同様の継続という こと考えておりまして、これについては現時点で改定していく予定はございません。

それから次にファミリーサポート等の子育で支援センターも含めたファミリーサポート関係の移動手段にかかわって、移動困難者というようなご指摘もいただきました。現時点では利用される方々がご自分で来ていただいているという状況でございまして、今の段階で今後そういった利用者の方々の利便性を高めていくという視点では大変意味のある取り組みだと思いますが、ここについての移動手段は新たに講じていくというような予定については現時点ではございません。

それから、子育て支援員ということでご指摘をいただきました。子育て支援員につきましては、子育て経験のある人たちに子育て支援の現場で保育の担い手となってもらうための制度でございまして、これは新たにできた制度で研修を受けるという必要性がございます。現在、町内においては放課後児童クラブの職員が先日1名、研修を受けてまいりました。今後この必要性を考えながら検討してまいりたいというふうに思います。

ブックスタートについては後ほど担当課長のほうから説明をさせます。医療費についても担 当課から答えたいと思います。

子どもの権利についてちょっとお話をしたいと思います。いじめ防止の基本方針の策定に関 わってでございますが、これは文部科学省のほうからもひな形が示されておりまして、各学校 ではそういったひな形に基づいて、学校規模でありますとか地域の状況や子供たちの人数、そ ういったものを踏まえながら策定されたものでございます。ですから、策定責任者としては学 校長になりますが、その多くは、基本的な要件を文部科学省から示されておりますので、それ に基づいて策定されておりまして、その策定過程において子供たちが特にかかわっていくとい うようなプロセスはございません。それから子ども憲章のホームページ、各小中学校で掲載さ れていないというご指摘でありまして、ちょっと私も確認しておりませんので申し訳なく思っ ておりますが、ホームページ上での掲載という部分についてはご指摘のとおりだと思うのです が、各学校の今年度の状況では、入学式やそれから卒業式のしおりですとか、あとそれから学 校だよりですとか、そういったような保護者の方にご覧いただくような様々な場面で子ども憲 章の周知を図っているところでございます。また、学校だより等については地域の方にも回覧 していただいておりますので、そういったものを通しながら、広く町民の皆さんにも子ども憲 章のご理解をお願いしているところでございます。大人の責務というところでございますが、 今回の子ども憲章は子供の視点と大人の視点と2つの視点から作成されたものでございます。 ウレシパという副題、ともに育ち合うというふうな視点のとおり、子供が育っていくためには やっぱり大人も高まっていく必要があるだろうというこの子ども憲章の作成の皆さん方の考え 方、思いがこういったような構成になったものというふうに考えておりますので、具体的にこ の憲章は子ども憲章と申していますけども、我々大人一人一人が、この中身をきちんと受け止 めながら、日々子どもたちの子育てに当たっていく必要があるんだろうなと考えております。

それから、DVのシェルターの数については、担当課長の方からご説明いたします。

あと、児童虐待にかかわって、もっと校長が積極的に地域に出て行くべきではないのかとい うような話だったと思いますが、まさにそのとおりだなというふうに思っております。ただ、 児童虐待と校長が地域に出るということとの直接的な関係は、今実際私が校長やっているとき もそんなに多くはなかったかなというふうに思っています。それより、むしろ今地域の皆さん との人間関係をつくりながら、どうやって地域の皆さんとの見守りを高めていくのか、システ ムづくりをしていくのか、これがとっても大事だろうというふうに思います。そういった意味 では、昨日もちょっとお話に出ておりましたが、コミュニティスクールですとか、あるいは学 校支援地域本部事業ですとか、こういった事業はまさに今議員がご指摘いただいたように、地 域の皆さんとの距離感を縮めながら子供たちの安全確保をしていく大変有効な手立てだと考え ております。学校長のほうにはさまざまな機会を通して、その地域の皆さんとの懇談でありま すとか、意見を拝聴するような場面を、今後もとってもらうような話はしてまいりたいという ふうに思います。それから、防災訓練にかかわっての地域の皆さんの参画ということでござい ますが、大変意味のあるということだというふうに思っております。実際、大きな災害時には 学校が避難場所になる場合もありますし、海に近い学校では子供たちの避難ということも当然 あります。その中には、当然地域の皆さんと一緒に避難していくという状況もございますので、 大変有効ではないかなというふうに思っております。ただ、私が白老小学校におりましたとき に、もう2、3年前でございますが、町全体で防災訓練やりまして、そのときには実際白老小 学校から緑丘のほうまで町民の皆さんと地域の皆さんと、一緒に避難するような場面もござい ましたので、こういった場面があると計画的に行われるということは子供たちの安全を守る上 で大変意味のあることと思っていますので、その辺避難訓練のあり方自体については、学校の 置かれているそれぞれの土地の状況ですとか環境によって多少違いますけども、考え方として は大変大事なことだと思いますので、これも各学校のほうには、いろんな工夫をしていく中で 実現可能ところから着手してもらうような働きかけしていきたいというふうに思っておりま す。以上です。

〇議長(山本浩平君) 武永生涯学習課長。

○生涯学習課長(武永 真君) ブックスタートについてお答えさせていただきます。そもそもブックスタートは議員のおっしゃるとおり、1992年にイギリスのバーミンガムというところで識字率の向上を目指し行われてきたものであります。しかし、日本におきましては絵本を介して親子が触れ合う楽しい時間を支援する、また子育で支援、親子支援の目的を持って東京都杉並区や北海道におきましては恵庭市などが先進自治体として、現在全国的には945の市町村と道内では109の自治体で行なわれているということであります。いわゆる日本におけるブックスタートの意義としましては、いわゆる本を読むというリードブックではなくて、シェアブックいわゆるそういうことを分かち合うということで考えておりまして、ブックスタートは一般的な早期教育ではないというようなことが言われております。また、図書館におけます児童書の本の割合ですけれども、図書館には現在6万9,000冊の本がございます。その内、約4割の2万7,000冊が児童書です。また、赤ちゃん向けの絵本を選びやすいように700冊集めました赤ちゃ

ん絵本コーナーも設けております。また、なかよし文庫といたしまして、幼児期から本に親しんでもらう環境づくりと、その支援、児童館を利用する児童への読書機会の拡充を目的として、町内の保育園、幼稚園、児童館など12施設に4,500冊の本を配本しております。ブックスタートバックは、本町におきましては平成14年2002年から行われておりますけれども、今まで1,320人の子供たちに本をプレゼントしております。平成14年からですので、もう1番はじめ1期生は中学生になっているというようなことでございます。ブックスタートをきっかけに保護者が絵本に対して関心を持って子供と絵本を読むようになった、あるいは兄弟も絵本に関心を持つようになった、図書館に子供を連れて行くようになったというようなアンケート調査もかなり高い割合でいただいておりますし、また回答者の91%がブックスタートについては今後もニーズが高く、進めてほしいというようなお言葉をいただいておりますので、今後もブックスタート及び児童書の蔵書の充実につきましては、十分に司書とも話し合いながら行ってまいりたいというふうに思います。

- **○議長(山本浩平君)** 武永課長、交付税措置されている金額と何冊ぐらいなのかということを聞いていますので簡潔明瞭にお願いします。
- **〇生涯学習課長(武永 真君)** なお交付税措置につきましては、今この場では私も押さえておりませんでした。児童書に対する年間の購入金額ですけれども、今年度48万円でございます。また、赤ちゃんや保護者向けの子育て支援のための実用書の予算が10万円ということでございます。以上です。
- **〇議長(山本浩平君)** 下河子ども課長。
- **○子ども課長(下河勇生君)** 貧困の原因分析をしているかについてでございます。実はなかなか分析は難しくて、していない状況です。先ほど道のほうの貧困対策推進計画ですけれど、昨日たまたま送られてきた状況です。貧困対策推進計画は、市町村に特に策定を義務づけたものではないものですから、特に町で貧困対策に特化した計画はございませんが、北海道の策定しました計画、これの中には市町村や民間と連携協働し地域の事象や特性に合った支援の効果的な取組みを策定するとしていますので、国と北海道が策定しました計画を参考にしながら効果ある施策に取り組んでまいりたいと考えております。
- **〇議長(山本浩平君)** 山本生活環境課長。
- **〇生活環境課長(山本康正君)** それではDV、配偶者暴力のシェルターの件数ということでお答えします。一時保護の施設といたしましては、道立の女性相談援助センターというのがございます。それから、民間のシェルターとしましては北海道内に8カ所ございます。近くでは室蘭市、苫小牧市にも民間のシェルターがございます。以上でございます。
- **〇議長(山本浩平君)** 古俣副町長。
- **○副町長(古俣博之君)** 私のほうから小中学生の通院の無料化についてのご答弁をさせていただきます。基本的には本当に少子化対策の1つとしましても、非常に有効な手段なのだというふうな認識のもとに、町長のほうからも公約としてあげて、今入院のところまでいっておるのは先ほど議員からあったとおりでございます。今後に向けて考えていかなければならないと

ころは、これも先ほどありましたように助成制度のあり方が無料化に向けて行うと結局はその減額措置が出てくるという、国の政策的な部分で。そういうところが1つ大きなネックとしてあります。今の全国知事会だとか全国の市長会、町村会の3団体が揃って国のほうには、この撤廃に向けて要請を強くしております。近いうちには撤廃になるのではないかというようなことも耳にしておりますけれども、なかなかそこのところが確実なものとしてはまだ掴んでおりません。そういうことも含めて財源的な部分で先ほど相殺すれば、それでちょうど上手くいくのではないかというふうなご指摘もありましたけども、本当にそういうようなところがございます。それから、どういうふうにして今度、通院の無料化をしたときの制度構築をしていくかという、そこの部分の対策も十分検討していかなければならない。そういうことの中で、今ここでいつこれを実施するというふうなことはなかなかお答えすることが、大変申しわけないですけどもできません。ただ、本当に最初に言ったように人口減だとか、少子化対策だとか、先ほど出てきた子供の貧困対策だとか、そういった関係からは十分にこう考えていかなければならない1つの政策だという認識は強く持っております。以上です。

〇議長(山本浩平君) 畑田町民課長。

○町民課長(畑田正明君) 今副町長のほうから医療費無料化の関係でお話がありました。それで、公費負担の減額の今の状況を副町長のほうからもお答えあったと思うのですが、きょう実は国保新聞というのが届きまして、今、厚生労働省のほうで、子ども医療制度のあり方等に関する検討会というものを2月の25日に開いたというような情報が入ってきまして、その中で最終的には報告書という形でまとめられるのですが、今回、案という中で国の公費の減額措置これを存続するという文言と廃止するというような文言の両論が併記されているというような案が出まして、当初先ほど議員もおっしゃいましたように夏までにというような話だったのですけど、地方から早くやれという声があって、それで2月の25日に今、言いました検討会を厚生労働省のほうで開きました。その中で一応報告書の案としては、このまま減額を継続するそういう意見ともう1つはやはり国が進めている少子化対策で逆行しているというような意見がありまして廃止するという意見、両論が報告書にはまとめられる予定になっています。以上です。

〇議長(山本浩平君) 岩城副町長

○副町長(岩城達己君) 私のほうから若い人が白老町に定住すべき施策の件についてご答弁申し上げます。ただいまのご質問の中に例示として、苫小牧市の水道、あるいは下水道、税そういったことも絡めてご質問されました。近隣の実態も私ども押さえている中ではございますが、どれだけの人が白老町に働きに来ているかという部分は22年の国勢調査で約1,600人の方が近隣のまちから白老に働きに来ていると。この数値はおよそ10年前くらいから大体1,600人という推移できています。さほど大きな変化はないと。もともと地方にお住まい生まれ育って白老に働きに来ている方もいますでしょうし、逆に白老から転出された方もいるという部分で捉えてます。そこで、白老に住んでいてなぜ地方に、近隣に転出していったか。このことを昨年調査をかけました。第一の理由は新たに仕事に就いたと。仕事の関係上、近隣に住むことになっ

たというのが多く、2番目に結婚、それから住宅の取得という部分が2番目にあります。市クラスになるといろんな利便性があってという部分もあるかなというふうに分析しましたが、この結果では1割程度しかなかったので、やはり雇用の場、それから結婚、住宅の取得を機に近隣に住んでいるというのがあると思います。そこで政策でありますが、これまで子育て支援ということで、住宅をやはり白老町で建てそして住んでもらうという支援制度を政策として立案し、取り組んできた部分というのがあります。さらには、今年度町長の執行方針にもありますが、低融資の制度で事業者をなんとか支援して、そこから雇用を拡大してもらって、やはり白老でしっかり住んでもらうというふうに展開できるような施策も打ってございます。昨年、地元の大手企業さんが新規で約40人ほど雇用という嬉しいニュースもありますが、そういう人たちにしっかり白老に住んでもらうとこういう政策も大事なところでございますので、こういう部分は取り組みをスタートさせたいというふうに考えます。

- 〇議長(山本浩平君) 安藤教育長。
- ○教育長(安藤尚志君) 民間移譲という方向性では進んでおりますけども、まだこれが具体な姿として今出てきたわけではございませんので、なかなか今の段階でこの経営悪化、経営にかかわる状況がどうであるのかということについてのご答弁は難しいかなというふうに思います。いずれにしても町としてどういう状態であっても、保育される子供たちあるいは保護者の方が不便を生じないような不利益を生じないような形での対応が必要であろうというふうに考えております。以上です。
- **○議長(山本浩平君)** あと1点、公共施設の中で子供に関するところの改修は最優先で行うべきでないかという質問がありました。

安藤教育長。

- **〇教育長(安藤尚志君)** 全くそのとおりでございまして、十分そこは最優先で考えてまいりたいというふうに思っています。
- **〇議長(山本浩平君)** 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

〇11番(西田祐子君) 今の質問の答弁いただきまして、白老町の中でやはり子育てについて真剣に取り組んでいただきたきたいなと思っております。それともう1点、この子育ての問題というのは単に子供を育てる税金を子供に出すというばかりではないのです。実際には子育ですることによって、白老町の経済が回っている、そういうふうに考えていただきたいと思います。今まで白老町では、保育と教育の現場で竹浦と社台の保育園、それと森野、社台、白老小学校を閉校いたしました。また、竹浦、虎杖中学校も閉校いたしました。ここで働いていた方々、教育関係の方々は一体何人いて、子育て世帯は幾つあったのでしょうか。この7カ所の施設閉鎖は、白老町の人口減少に加担していたのではないかと、そういうような気さえいたします。確かに人口がどんどん減ってくわけですから、学校の統廃合もやむを得ないとは思います。しかしながら、例えばその施設で使う灯油、諸経費、働いていた方々、その方々の税収、一体どのくらいになったでしょうか。また、それぞれの地域での経済波及効果は一体幾らあっ

たと計算したことがあるでしょうか。企業誘致という視点で考えると、新たな雇用ということ を考えると、この7カ所で働いていた方々、この方々の分が全部無くなってしまう。これは非 常に大きな問題です。一生懸命企業誘致しても無くなってしまったら、本当にざるに水です。 こういう状況になってしまっている。もっとこの教育産業というものに対して、まちが真剣に 考えていただきたい。これ以上もう閉鎖をしたりとかそういうことをすることは本当にまちを もっともっと人口が減るばかりでなくて、経済的にも非常に困窮していくのではないか。そう いうふうな思いがあります。また、現在白老町は高校が2カ所、専門学校が1カ所あります。 さらに、子育てに関わっている関係者は公務員、民間、ボランティア一体どのくらいの方々が 今現在いるのか。非常に、1万8,000人弱のこのまちにとって、高校が2カ所あって、専門学校 が1カ所あって、こんな教育に優れてるまち、本当に豊かなまちは少ないと思います。たぶん 胆振管内、全道、全国見たときに本当にこんなにいいところはないと思います。こういうとこ ろで一体まちはこの方々の雇用の場であり、一大産業であるという視点で捉えてきたことがあ るでしょうか。もっと教育に携わる方々、関係者に住んでもらい、環境整備、そういうものを もっと調査しやっていただければと思います。まず、その辺の考え方を伺います。2点目に、 白老町は今までに第1、第2商港区の建設をしてまいりました。そこに多額な資金を投入して おります。さらに、バイオマス燃料化施設なども、見た目が格好よい典型的な箱物行政を行っ てまいりました。今まで身の丈に合わない過大な投資を行い財政難に陥っております。これは 全て当時の理事者による政策判断の誤りだと思います。

〇議長(山本浩平君) 西田議員。出している項目と全く違う内容であります。その項目に沿った形の中で繋げていっていただければ構いませんが。

〇11番(西田祐子君) バイオマス燃料化施設、見た目に格好のいい過大な投資よりも、子 育て世帯が確実にぶつかる経済的な壁、地味だけど子育て世帯への生活支援策に財源を使うべ きだと私はそのように思っております。例えばふるさと納税、多くの方々、全国の方々から白 老町にふるさと納税をいただいております。このふるさと納税を例えば保育料減額にこそ使う べきだと私はそのように思っております。これ私の考えでございますけれども、これも子供た ちの保育料の減額に使ったときに、ふるさと納税をしてくださった多くの方々は喜んでくれる のではないか。私はそんなふうに受け取っております。ぜひ考えていただきたいと思います。 最後になりますけれども、町長は執行方針でみんなが住みやすいまちの実現を進めると述べて おります。町民がまちから出ていくのには、先ほどもありましたように進学や就職、結婚そし て住宅の建設などそれなりの事情があると思います。しかしながら、財政再建に2度も失敗し ている行政に対して町民はそれほど優しくありません。まちに住んでもらえるためには、やは り信頼を確保しなければならないと町長もそのようにおっしゃっています。しかしながら、そ れでも逃げ出さず今頑張っている役場の職員がいます。その頑張っている職員は、町民の方々 から厳しい視線にさらされながら、今下を向いて歩いているのではないかなと、私はそう思っ ております。そういうような中で、本当にこれからのまちづくり、精一杯頑張ってやっていけ るのだろうかと、そういう心配もいたしております。もっと役場の職員の方々には自信を持っ

ていただきたい。当時の失敗した政策はもう過去のものであって、今の問題ではありません。 今を生きて欲しいと思っております。またそのためには、町長にはぜひ職員の言葉を聞き、い ろいろな問題に対して一緒になって運営してやっていく、そういう姿勢が欲しいと思います。 町長、出張行かないでもう今まで4年間随分全国的にいろいろ見てきて勉強されてきてると思 います。これから4年間は本当に役場職員と一丸となって、本当に白老のまちに皆んなが住み たいまち、子育て世帯が白老のまちに家を建てたい、そう思えるようなまちづくりをしていた だきたいと思っております。ぜひ、そのお考えを伺って私の最後の質問とさせていただきます。

〇議長(山本浩平君) 戸田町長。

〇町長(戸田安彦君) 今、質問が3つあったかと思います。まずは、職員が前向きになって まちづくりをするという最後の質問の話であります。おっしゃるとおりで、財政が大変で仕事 量がふえる、職員数が減るということでは職員の1人に係る仕事が数年前に比べて大変多くな ってきていることは私も認識しております。職員に下を向かないで前を向いて歩いていく仕事 をしろというお話でございますが、そのために財政健全化プランとか様々な事業をとおして職 員も今一生懸命頑張っているところでありますし、職員の話を聞いていないわけではなくて、 いろんな職員の話も聞いて進んでいるつもりでありますので、もっと耳を傾けて進んでいきた いというふうに思っております。また出張の件があったのですが、今年度確かにアメリカのほ うに視察に行ったりもしていますし、いろいろ出張も行っております。ただ、この出張は、ま ちのためになると思って出張しておりますので、その辺はまたその出張がちゃんとまちづくり につながるような形で行っていきたいというふうに思っております。教育産業のお話でござい ます。ちょっと難しいところはあるかなというふうに思っておりまして、教育産業という言葉 は、その子供たちの子育てに対する経済が回ることで、子供たちを経済のために教育のために 経済を回すという考えではないというふうに思っています。教育で経済が回るという観点では いいと思うのですけど、まず子育ては子供が中心で、立派な社会人になってもらうという子育 ての環境づくり、それは投資をしていきたいというふうに考えております。例えば学校が統廃 合になってさっき灯油のお話とか出ましたけど、そこの経済とやっぱり子育てを中心に考えれ ば、考え方としては教育産業という言葉が当てはまらないのではないかなというふうに考えて おりますので、子供たちの環境整備をきちんと整えるというところでは、一緒の考えだと思い ますので、ただ、教育産業でそこに起きる、まちが停滞するというのはまた別な観点から考え ていきたいというふうに思っております。ふるさと納税の話なのですが、保育料の減額、考え 方としては1つの案だというふうに思っております。ふるさと納税を白老町に多く寄せていた だいているのですが、その中では子育てもしくは教育、子供に関する寄附というのが大変多く ありまして、その辺はきちんと子供たち、または子育て世帯、子育てに使わせていただいてい るところでございます。このふるさと納税も保育料減額に充てるという考えなのですが、今の ところもっていません。なぜかというと、保育料の減額にふるさと納税を充てると、今もらっ ているうちは良いのですけど、このふるさと納税という国の政策でありますので国の政策がど ういう形に今後進むかというのを考えますと、まだまだ不安要素も今後ずっと半永久的にふる

さと納税が今の額がくるというのであれば投資することはできますけど、このふるさと納税が どういう形になるかわからないことを考えますと、継続的なものにはなかなかふるさと納税は 充てることはちょっとできないという、これは子育て支援の全ての分野にも当てはまるのです が、単年度で終わるとかそういうものにはふるさと納税は使えると思うのですが、継続的に充 てるふるさと納税の使い道というのはやっぱり将来にまた財政的に負担を残す可能性がありま すので、今のところは保育料の減額というのはない。逆に子育ての何らかの支援に使いたいと いうふうに考えております。

〇議長(山本浩平君) 安藤教育長。

○教育長(安藤尚志君) 最初の学校施設等の適正配置に関わる経済的な損失にかかわっての お答えでございます。議員からご指摘いただきました、統廃合を行った学校あるいは保育園で 働いていた教職員の数であるだとか、あるいはその方々のうち子育て世帯がいくらあるのか、 そういった数については現状では掌握しておりません。今回、これまで行われてきた適正配置 というのは、もちろん結果として町内の経済的な損失というのは結果として出てきている面は やっぱりあるのかなというふうに思っておりますけども、そもそもこの統廃合にかかわっては、 子供たちあるいは園児の置かれている教育環境でありますとか、保育環境でありますとか、こ ういったものがやっぱりこれからの社会を担っていく子供たちを育てていくときに、どういう 環境が望ましいのかという視点を中心として、行われたものでございまして当然結果としては 経済的な損失という部分もあったかもしれませんが、流れとしては教育的な面で考えたという ことでご理解をお願いしたいというふうに思います。ただ、今私どもも、これから白老にまた 4月に新しい教員の皆さんが来ますけども、毎回申し上げてることはできるだけ町内に住んで いただきたいということでございまして、このあたりはお願いをしているところでございます。 ただ、現実として、教員ばかりでございませんけども、ライフスタイルが随分こう変わってき てまいりますので、単身赴任でありますとか、あるいは近隣の苫小牧市から通勤というような 形も、これはやっぱり現実的な問題として仕方ないのかなというふうに思いますが、できるだ けこちらに居住できる先生方については、いろんな場面を捉えながら在いは校長先生をとおし ながら、そういう働きかけあるいは住宅の情報も提供しながらお願いをしているところでござ います。それからまたもう1点、高校それから専門機関につきましても同様にそこで働いてい る教職員の皆さんの数でありますとか、子育て世帯の状況については把握しておりません。た だ、こちらのほうも、例えば白老東の間口減ですとか、非常に大きな課題がございますので、 これはただ黙って指をくわえているということではございませんので、様々な場面をとおして 北海道教育委員会へのお願いをしていったり、あるいは私立高校におきましても様々な場面を とおして、いろんな学校の教育内容の拡大充実についてお願いをしているというような状況で ございまして、結果として経済的な損失が出ている部分もあるかもしれませんけども、教育内 容をきちんと整えていくということで、逆に町外から多くの皆さんが白老に足を向けていただ く、入っていただく、そういうようなことも大変大事ではないかというふうに思っております ので、ご理解のほうお願いしたいと思います。以上です。

○議長(山本浩平君) 以上をもちまして会派きずな11番、西田祐子議員の代表質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時26分

再 開 午前11時40分

○議長(山本浩平君) それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○一般質問

○議長(山本浩平君) ただいまから一般質問を行います。一般質問につきましては、6名の議員から9項目の通告が出されております。一般質問される議員及び町側の答弁についてお願いをいたします。議員は一問一答方式ということを十分にご理解をいただき、簡潔な質問に心がけていただきたいと思います。また町側の答弁についても簡潔明瞭にするよう議長から特にお願いを申し上げます。

◇ 前 田 博 之 君

○議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員、登壇願います。

〔13番 前田博之君登壇〕

- **〇13番(前田博之君)** 13番、前田です。2項目質問します。最初に、町立病院の経営と病院改築・開設についてであります。
 - (1) 平成27年度収支決算見込みと運転資金の扱いについて。
 - (2) 平成28年度の経営方針と主な経営改善対策及び診療体制について。
 - (3)公約で病院改築着手を平成30年度とした理由と町長の新病院像について。
- (4)「町立病院改築基本方針策定検討委員会」、「病院専門部会」での協議・検討内容と進捗状況について。
- (5) 町民参加の協議会等の設置と委員選考基準及び審議事項について。
- (6)病院の改築・開設までの指標(施設内容、目標、達成手段等)と工程(年度ごと)について。
- (7)病院改築計画と平成28年度見直しの財政健全化プランとの整合性についてであります。
- 〇議長(山本浩平君) 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

〇町長(戸田安彦君) 「町立病院の経営と病院改築・開設」についてのご質問であります。 1項目めの「平成27年度の収支決算見込みと運転資金の扱い」についてであります。

平成27年度における町立病院の患者数見込みについては、入院が1日平均患者数31.2人、外来123.2人であり、入院・外来患者数ともに前年度実績を若干下回っておりますが、病院経営改善計画では患者数目標値を入院30人、外来125人と設定しており、3月の患者数推移によります

が、達成状況としては外来患者数が微減の見込みであります。

病院事業会計における収支決算見込みでは、医業収益5億1,588万円、医業費用7億8,485万円であり、実質赤字額である医業損失は2億6,897万円となりますが、経営改善計画に掲げる27年度収支計画値との比較では2,830万円の収支改善見込みとなっております。

一般会計繰入金2億7,195万円を含む経常損失では2,370万円の経常黒字の見込みであり、経 営改善計画に掲げる収支計画値との比較では772万円の収支改善見込みとなっております。

次に、26年度予算・決算から新会計制度移行に伴いキャッシュ・フロー計算書の提出が義務付けられ、病院事業会計における経営活動上の資金収支の流れが明確化されており、27年度の資金期末残高は1億890万円の見込みとなります。

2項目めの「平成28年度の経営方針及び診療体制」についてであります。

町立病院の28年度経営方針ですが、25年9月に策定した「町立病院経営改善計画」に掲げる 28年度患者数目標値、収支計画額及び経営改善方策の着実な実行と病院事業会計における経営 安定化の実施であり、病院職員が一丸となって患者さんからの信頼向上に努めさらなる病院経 営の健全化のために全力を尽くす考えにあります。

また、28年度の診療体制ですが、前年度同様に診療科目は、内科、外科、小児科、放射線科の4診療科であり、内科常勤医3名、嘱託外科医1名及び北海道大学病院小児科出張医、札幌医科大学病院第3内科出張医、外科系出張医による外来診療体制を考えております。

3項目めの「公約で病院改築着手を平成30年度とした理由と町長の新病院像」についてであります。

私の町立病院にかかる政策公約は、「町立病院は計画をつくり町民参加の協議会等を設置して 平成30年度に改築に着手します。」であります。

町立病院改築基本方針の策定にあたっては、「町民の健康を支え、安心して暮らせるために必要な公的医療機関の改築を早期に実現させること」を理念とし病院改築を進めるため、27年度中には町立病院を取り巻く医療環境、町立病院の現状と課題の分析、新病院化に向けた町立病院が目指すべき姿や整備の方向性等を示した病院改築の骨子となる「病院改築基本構想」をまとめてまいります。また、新病院化に向けた具体的な診療部門別医療計画や改築整備スケジュール、概算事業費、将来収支計画等を盛り込む「病院改築基本計画」は28年秋頃をめどに策定する考えであります。なお、翌年度以降に病院改築整備の基本設計に入る公立病院においては、北海道並びに総務省等関係機関との起債協議や事前ヒアリング等が義務づけられ、また病院改築基本構想、基本計画等計画の提出が求められることから、29年度の総務省等のヒアリング完了後、30年度に基本設計を策定する考えを政策公約に盛り込んでおります。

4項目めの「町立病院改築の協議・検討内容等」についてであります。

町立病院改築基本方針の策定にあたっては、これまで「病院改築基本方針策定検討委員会」を4回、「病院専門部会」を7回開催し、新病院化に向けての診療科目、各診療部門別医療方針、必要病床数及びきたこぶしの方向性など懸案事項含め、協議検討を進めております。

なお、3月中に開催する第5回病院改築基本方針策定検討委員会において、「病院改築基本構

想」を最終的にまとめる考えにあります。

5項目めの「町民参加の協議会等を設置」についてであります。町立病院にかかる私の政策 公約である町民参加の協議会等の設置については、町内会連合会や各町民団体等の代表者、町 立病院運営審議会委員及び一般公募の方々を合わせた10名の委員による「町立病院改築協議会」 を設置し、これまで2回の会議を開催し各委員から聴取した意見・要望等を病院改築基本方針 の策定に反映させる考えにあります。

6項目めの「病院の改築・開設までの指標と工程」、7項目めの「病院改築計画と財政健全化プランとの整合性」につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

新病院化に向けた町立病院の改築整備を進めるうえで、基本設計を策定する前段に、具体的事項としてまとめる「病院改築基本計画」は、財政健全化プランとの十分な整合性を図る必要があることから、財政健全化プランの見直し時に併せ、28年秋頃をめどに策定する考えにあります。なお、「病院改築基本計画」には、新病院化における診療科目、病床数、診療部門別医療計画や病院 I T化を進める院内システム基本方針、施設規模・敷地利用計画等建設計画及び設計・工事・開設年度を示す整備スケジュール、概算事業費、財源内訳、将来収支計画等財政計画などを盛り込む考えにあります。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

〇13番(前田博之君) それでは、決算見込み、28年度の関係については理解しました。ただ入院、外来の患者が減少していますので、これは将来的に一抹の不安があるかなと思いますけども、経営改善は努力されているということはわかりました。そこで、昨日の代表質問、答弁を踏まえて関連がありますので一括で質問してまいります。

まず、町長の公約の実現であります。平成27年10月25日の町長選は無投票になり、政策議論は闘わされませんでした。その中にあって、町長は福祉、医療で笑顔あふれるまちづくりの公約を訴えてきたと思います。町長は25カ所で街頭演説したと報道されておりました。街頭演説の中で町立病院の改築や病院の方向性について、どのようなことを町民に訴えてきたのか、約束してきたのか改めて伺います。

〇議長(山本浩平君) 戸田町長。

○町長(戸田安彦君) 選挙は1日でしたが、白老町の各場所で25カ所、街頭演説させていただきました。その25カ所で全て同じ言葉を使った、その場所場所の地域に合ったお話をさせていただきました。町立病院の場合は幅広い地域、そして高齢者を中心に幅広い世代のお話になるかと思いますので、町立病院のお話も街頭でさせていただいたところであります。町立病院は廃止ではないという論議の中で進んで、前回の公約にも載せていましたが新しい病院をつくるということを訴えさせていただきました。これは、特には高齢化が進む中、白老町の医療のあり方、公的病院のあり方を訴えさせていただき、それとは別に象徴空間ができることによっての観光客の交流人口が多くなることに対しての救急医療のあり方等々も訴えさせていただいたところであります。ただ訴えた中には病床数とか、そういう具体的な数字まではお話はして

おりませんでした。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

〇13番(前田博之君) 今の答弁については後ほどまた詳しく質問しますけど、まず先に次に町立病院に対する町民の意見等の反映についてであります。町立病院を守る友の会は、これまで7回地域懇談会を開催しています。この懇談会には病院の事務長、次長らが出席しています。ご苦労さまでした。そこで、特にこの新しい病院をつくるという過程において、現状を把握する意味からも病院を守る友の会が地域懇談会を開催したということは私は大変意義深いものがあります。懇談会には私も一部出席しましたけども、参加者からは多様な意見、苦情、要望、提言などが出されていました。そこで、これらの問題、課題を整理して、町長はじめ関係部局で情報を共有し、病院運営、改善、これから議論しますけど施設改築等に反映すべきだとこう思っていますけども、懇談会で出された問題や課題はどのように分類し、整理されていますか。

〇議長(山本浩平君) 野宮病院事務長。

○病院事務長(野宮淳史君) 私のほうで先ほど議員おっしゃいました、病院を守る友の会さんの地域懇談会についてちょっとお話したいと思います。地域懇談会につきましては第1回目を石山青葉地区のほうで行いまして、そのあと第2回が竹浦、第3回が石山・萩野地区、第4回目が末広・緑丘地区、第5回目が萩野地区、第6回目が社台地区ということで、つい先日萩野・北吉原地区、第7回の地域懇談会を行いました。その中で先ほどちょっと言われましたこの地域懇談会に私をはじめ事務次長のどちらかが出席するよう心がけておりまして、これまででこの地区懇談会に約150名程度の町民の方からさまざまな町立病院の経営改善、取り組みだとか病院改築等への貴重なご意見をいただいているところでございます。その中で地区懇談会の内容につきましては、当時の会議内容の議事録を作成しておりまして、院内おける院長をはじめ、看護師長等に報告しておりまして、特に職員に対する苦情や要望事項については、特に接遇に係るものについては、院内におけます医局会議だとか病院運営会議において報告するというふうにしております。

続きまして、要望等の分類をしているかという話なのですけれども、さまざまなご意見いただいるのですけれども、大きく外来診療体制と診療科目に対するもの、病棟の診療体制に関するもの、それとあと職員の応対、それと新病院化に向けた病院の施設全般に関することですとか、病院全体に関することと大きく5つの点で分類してさまざまなご意見をいただいているところで、これにつきまして簡単にご説明いたしますと、外来診療体制及び診療科目について、やはり町民の方々ですので、眼科だとか耳鼻科だとか皮膚科、循環器内科系が、診療科目の新設要望をいただいています。やはり町立病院、旧建築基準法等でつくっているということもございまして、外来診療室における中待合室を設けているのですけども、その中でのお医者さんと患者さんとのプライバシーが、声が聞こえるので、プライバシー対策について今後気をつけて欲しいだとか、診療が終わって終了後、会計までにちょっと時間がかかるよとか、そういう

お話をいただいています。病棟関係につきましては、現状やはりもうかなり老朽化している施設でございますので、病室がちょっと寒いだとかトイレが少ないだとか日当たりが悪い等々、今現状の施設を今後ちょっと改善して欲しいというお話をいただいております。病院職員の応対等については、やはり受付職員をはじめとして、医師、看護師等の患者に対する接遇意識、こちらをやっぱり向上して欲しいということと、あと、特にお医者さんからわかりやすい説明をいただきたいとか、あと、総合相談室があるのですけど、そのPRをもっとしたほうがよいとかというお話をいただいております。それと特に施設に関しては、やはり患者さんが将来的に体を休めることができる広さを設けるだとか、明るい雰囲気の病院づくりというか待合室をつくるだとかロビーの設置、そういうものを心がけていただきたいということと、やはりつくる際の省エネ化に向けた病院づくり、設備づくりをして欲しいということと、やはりつくる際の省エネ化に向けた病院である。設備がよりをして欲しいということと、地域に根差した医療機能を発揮して欲しい、患者さんに信頼される病院づくりということで様々なご意見をいただいております。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番(前田博之君) 大変よくわかりました。私もこういう立場でいろいろ苦情、要望等 入っていますけども、この席では今事務長がお話されましたので、十分認識されていますので 理解いたしました。

それで一生懸命やっているのはわかるのですけども、これは病院の部分の関係については十分わかりました。だけど大きな問題があると思います。そこで町長は病院の設置管理者です。大きな責任があると思います。そういう中で今事務長が答弁されましたけど、分類整理されていますよとこう言っていましたけども、町長はじめ関係部局、病院スタッフの説明今ありましたけども、これも含めてどういうような形で情報を共有されているのか。その改善、解決方法はどのような手順になっているのかなと。事務長の範囲でやっていることはわかります。だけども、設置管理者として、組織として、7回も開いて150人も参加していますが、ほかにもいろいろありますが、それをどういう形の中で体系づけて整理されて、そういった手順となっているのか。ちゃんと整理されないと、なんぼやってもいい結果にはなりませんから。その辺伺います。

〇議長(山本浩平君) 古俣副町長。

○副町長(古俣博之君) 今、事務長のほうからも懇談会についても内容的な部分についてはお話しあったと思います。それはもちろん直接的なすぐ対応しなければならないのは、病院でスタッフ関係でやっております。それから、懇談会の内容につきましては決裁として理事者のほうにも上がってきて、その中での対応については指示をしたりするようにしています。それから、議員もおわかりかと思いますけれども、改築に向けての基本方針の策定を今進めておりますから、その会議の中においても出された様々な意見含め要望等については、職員の方にも話をして、しっかりとその策定に関わっていく内容に含めて考えております。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

- **○13番(前田博之君)** 答弁ありました。そこで、お聞きします。その町民参加の町立病院 改築協議会についてでありますけども、協議会の設置時期、あるいは任期ですよ、いつまでや るのか。それと、答弁もありませんでしたけど、協議会の性格や役割とはどこにあるのか、た だ意見を聞くだけなのかどうか。その辺をちょっとお聞きします。
- 〇議長(山本浩平君) 野宮病院事務長。
- **○病院事務長(野宮淳史君)** まず病院の改築協議会につきましては、ちょっと遅れたのですけど1月に開催しまして、これまで2回の会議を開催しております。この中で、この会議の中ではやはり私どものほうで今こういう病院の改築基本構想等をお示した中でご意見をいただくだとか、それに向けた改築協議会の中には町連合の方だとか商工会の方々、あと高齢者クラブの連合会の方、婦人団体連絡協議会の方、青年会議所等あと病院を守る友の会等の代表者とか入っていますので、広い意見をいただいた中でこういう病院の最終的な各診療部門別の医療方針だとか、医療計画、こちらのほう最終的に重要になりますのでその中にもご意見をいただくと。そういう形を含めてそういう中で、このご意見についてはさまざまなご意見をいただいてこの診療部門別医療計画等にも反映させていきたいとこのように考えています。
- **〇議長(山本浩平君)** 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

- **○13番(前田博之君)** それでは意見を反映させると、こう言っていますけども、それではもっと正確に聞きたいのですけども。この役場庁内の改築基本方針策定委員会ありますよね。それと病院専門部会あります。ここで協議・検討していますとこう言っていますけども、この役場の庁内の委員会と町民参加の協議会との立ち位置、そして意見を反映する今言った庁内の委員会と町民参加の協議会の整合性はどうなっていますか、立ち位置。よくわからないのですよ。
- 〇議長(山本浩平君) 野宮病院事務長。
- **〇病院事務長(野宮淳史君)** この病院のいわゆる最終的な基本構想、基本計画といわれる改築基本方針、これを最終的にまとめるのは病院の改築基本方針策定検討委員会と考えています。 それに付随しましてご意見等を改築協議会、町民の方のご意見をいただくとそのように考えております。
- **〇議長(山本浩平君)** 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番(前田博之君) それでは先ほど答弁漏れだったのだけど、この町立病院改築協議会の任期がいつまでかということ。それと併せて、そうするとね、今2回言ってます、各委員から意見・要望等を改築基本構想の策定に反映するとこう言っています。そうすると、これは審議的な委員会としての位置づけになっているのか。意見等を聞くためのシナリオとか、この委員会の進め方、ただ意見を聞くのかどうなのか、なにかわからないです。それともう1つ。こ

の意見等を集約したものは、この審議会の位置づけになったとすれば、ちゃんと答申として公 的に受けるのかどうかということです。この辺どうなっていますか。

- 〇議長(山本浩平君) 野宮病院事務長。
- **〇病院事務長(野宮淳史君)** この協議会の委員さんの任期といたしましては、改築基本計画 策定までとそのように考えています。ですから、28年度の秋頃をめどにということです。それ の策定までは任期として考えております。そしてこの改築協議会につきましては、私どもで考 えているのはご意見をいただく懇談の席とそのように考えております。審議会等々で答申まで いただくとはちょっと私どもとしても設置時にはそのように考えておりましたけれども、設置 をする前段で。
- **〇議長(山本浩平君)** 古俣副町長。
- **○副町長(古侯博之君)** 最初のこの改築協議会の立ち上げの要綱の中にも目的を示しておりますけれども、あくまでも町民の皆様方の要望を含めご意見もいただく、そしてそれを事務局として基本方針のほうに反映させてつくり出す。もちろん皆さんに全体にお示しする前に改築協議会のほうに、例えば今回の基本構想がまとまった段階でもその内容的なことについては、審議をしてもらうというかご意見をいただくようにはするようなことにしています。ですから、答申として上げてそれを基にして策定をするというようなことでは考えておりません。
- **〇議長(山本浩平君)** 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番(前田博之君) 答申の部分は理解しました。そうすると、この改築協議会は誰の名前で会議を招集しているのですか。ボランティアですか、これ。病院の補正予算でも委員の報酬等の予算たぶん上がっていないと思うのですけど、ボランティアということですか。公的なものではないということですか。誰かが私的に、町長なり委員長が私的に頼んだという委員会でいいのですか、これ。ボランティアとなるのですか。ボランティアでやっていて、その方々が10名ほど委員になっていますけど、委員会の招集をするときに、ほかの町長が諮問しているのはみんな日当、報酬出ます。事故があったら困りますから。これはそういう位置づけになっていないのですか。誰が招集して、ボランティアで、それだけのボランティアであれば今副町長が話したように意見を集約して、どこまで公的に理解して本当に汲み上げるというような形の中での意見になっているのだろうか。その辺は検討しないといけないと思うのですけど、いかがですか。

- **〇議長(山本浩平君)** 野宮病院事務長。
- **○病院事務長(野宮淳史君)** この病院の改築協議会につきましては、実際のところは委員さんには報酬等はお支払いしておりません。そういう中で、あくまでも各団体の代表者の方、一般公募の方を入れるという中での、そういうような懇談会的な考え方を持っていましたので、ちょっと先ほど副町長もご答弁されましたけれども、そういう答申だとかそういう審議会という位置づけではないという考え方でそういう報酬等はお支払いしていない現状でございます。
- **〇議長(山本浩平君)** 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

- **○13番(前田博之君)** そうすると、今まで7回も病院を守る友の会の意見が十分出てきたのに、その中からまた入ってきてる町内会で聞いて、ボランティア的な部分でやるというそういう意識の中の協議会ということですね。
- 〇議長(山本浩平君) 古俣副町長。
- **○副町長(古俣博之君)** 今回の協議会のあり方において審議会だからより重みがあるのか、報酬が払われてはいないけれども町民の声を優先して聞いて反映させるという、そこの内容的な部分の押さえで私たちは判断をして今は進めております。ですから、決してその重みがそれぞれの委員さん方から出されたご意見・要望等の重みが軽くなったり重くなったりというふうなそういう軽重をつけて判断はしていないつもりです。
- **〇議長(山本浩平君)** 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

- ○13番(前田博之君) 私、重いとか云々ではないのですよ。誰が招集して、町長か委員長かわかりませんけれども、それによって事故が起きたり、そういうときに誰が保障するかということを言っているのですよ、私。役場がやっていることですよ。そうですよね。事務長の個人的な繋がりではないですよね。誰が招集しているのですか。今言ったように相手方はどう思っているのかわかりませんよ。招集者の名前が町長なのか院長なのか。来る側はそう思っているのではないですか。もしそういう部分で事故が起きたり、何らかのことが途中であったりした場合どうするのですか、これは。その部分を言っているのですよ。重いとか軽いは抜きです。公的な町として、そこまでちゃんとしないといけないのではないですか。手続き上の問題をお聞きします。
- 〇議長(山本浩平君) 古俣副町長。
- **○副町長(古俣博之君)** 招集は町長の権限で行っております。今出た例えばというふうなことで出されたところについては、やはり町長が招集している以上は、私は役場内の行政の責任というふうに考えています。
- **〇議長(山本浩平君)** ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 0時12分

再開 午後 1時15分

- **〇議長(山本浩平君)** それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。
 - 一般質問を続行いたします。

13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番(前田博之君) 先ほど町長に公約の関係で、街頭演説で町民にどういう約束しましたか、訴えましたかと言ってきたのですが、その中でその改築の着手時期について触れていませんでしたけど、この辺はどうですか。時期も含めて。

- **〇議長(山本浩平君)** 古俣副町長。
- ○副町長(古俣博之君) 今、方針の策定検討委員会をやっている関係でその辺の絡みもありますので、まず私のほうからそのスケジュール感というところをお示ししたいと思います。昨日の代表質問の中でも触れた部分でございますけれども、今、何度もお話ししているように、今年度中に基本構想の策定が終わります。次に28年には基本計画を秋頃までには策定することにしております。これで全体的な改築の基本方針ができ上がることになります。そのあと次の年に総務省だとか道との改築にかかわるヒアリングを行うことになります。30年になりますけども、そこのところは町長も公約のほうで30年に着工というふうなことで出しておりますけども、そこのところは町長も公約のほうで30年に着工というふうなことで出しておりますので、基本設計に具体的に入っていきたいと思っています。そのあと31年に実施設計に入りそのあとは工事の内容、建物自体もありますけれども、中の機器類それから病院のIT化を含めての設備関係もありますので、その期間を1年半くらいで終わるのか2年でするのか、それによって開設の時期が若干こう変わってくるのではないかと押さえております。以上です。
- 〇議長(山本浩平君) 戸田町長。
- **〇町長(戸田安彦君)** 街頭演説とか選挙に向けての公約には病院の改築に向けた着手を平成30年という形でうたわせていただいております。恐らく街頭では全ての公約に対して年度では言っていないと思うのですが、次の2期目の中でこういうことをやると町立病院も含めてというお話をさせていただいたという記憶です。
- **〇議長(山本浩平君)** 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

- **〇13番(前田博之君)** ただいま町長は公約としては平成30年着手、そして今副町長からも時系列的に改築に向けてのスケジュールがありました。そうすると、ただいまの答弁からすると改築の着工時期は平成32年度です。改築着手ということは、本工事にかかるということですよ。そうですね。そうすると公約では30年着工になっているのです。この時点で、もう2年遅れですよ。そうですね。30年に町長は着工と言っているのです。今時系列でいくと、副町長は平成30年に建築基本設計、31年度に実施設計、32年に着手することになると言ったのですよ。そうすると2年遅れになるのですよ。そうすると当然、新病院の開設の予定もずれ込んできますよ。そうすると、町長いいですか、町長が選挙公約してから5カ月足らずで公約を果たさない答弁になっているのですよ、2年ずれるということは。これ非常に私は重いと思うのだけど。この町立病院の改築30年の公約というものはどうなっていますか。
- 〇議長(山本浩平君) 古侯副町長。
- **○副町長(古侯博之君)** 1つは着工という捉え方のところで、ちょっと議員と町長の認識がその辺のところは違ってくるのではないかなというふうに思うのです。公約には着手という言葉で入っておりますけども、その着手の捉え方については議員がわかるように、辞書を引いても取りかかるということだから、実際的にどこを何を主体として捉えるかによって、そこの着手の意味合いというのは内容的な部分では違ってくるのだと思います。今私が言った、時系列的に言って30年に基本計画が実施計画に入るというふうなところのそこについて、もう既にそ

の基本的に30年には設計に入るということは、もう工事が実質的な意味ではじまるというところの押さえでいいのではないかなと思うのです。だからそういうところの認識の違いだけはちょっときちっとしておかないとならないと思いますので、ご答弁をさせていただきました。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

〇13番(前田博之君) ここでその意味合いを議論したくないのだけど。町長は改築に30年 に着手するというのですよ。副町長も国語の先生だからわかるけど、あえて言わなくても、取 りかかることですよね。今は基本計画をつくれば、取りかかるみたいな言い方だけど。国立の オリンピックのスタジアムだって設計であんなこと言っているのですよ。本来着手というのは 着工してはじめて本体工事になるのですよね。それで先ほど言ったように、こうですよ、28年 に改築基本計画やるよって、そして国のヒアリング受けるよと、30年に基本設計ですよと、31 年に実施設計ということは、このときに建築確認の申請を取るのですよ。それから、たぶんも う1年かかるのだから。32年に本体工事にかかることを着手と言うのですよ。そうすると、こ こではいいですよ、私のそういう解釈ですから。誰が聞いてもそう思いますよ。それ以上は言 わない。それでわかりました。曖昧というかはっきりしてないのだけど。そうすると、町長が 30年着工という言葉を使っています。2年遅れますよね。じゃあ32年度に着工するという別な 計画もあるのですよ。いいですか。過日の白老町過疎地域自立促進計画これ素案ですよ。策定 の説明ありました。これ議員知っていると思いますよ。素案の事業計画では町立病院改築事業 として、平成29年度に1,500万円、31年度に3,500万円、32年度には19億4,700万円の事業費見込 んでいますよ。そうすると今の逆算でいくと29年に基本設計、31年に実施設計、そして32年度 に着手することになりますよ、この計画では。そして、これから審議しますけども、この計画 の本編の事業計画では、平成32年度までに新病院を建設する事業とこういうふうになっている のですよ、はっきり。白老町過疎地域自立促進計画は議会の議決を要する計画ですよ、町長。 そして北海道ともすり合わせは終わっていると私たちに説明していますよ。そしたらこれも同 じ事業計画があるのですよ。具体的な事業計画のこの信憑性と、もし町長が30年だと、その策 定計画だから32年度ではないと言い方しているのですが、32年着工ですよ。ここでも言ってい ます。この計画の信憑性とどういう経緯でこれつくられたのですか。

〇議長(山本浩平君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後1時25分

再 開 午後1時26分

〇議長(山本浩平君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。 古俣副町長。

○副町長(古俣博之君) 私が先ほど言った言葉の解釈のところで、ここでやりとりしても何も前に進まないので、そこのところはやりたくないと思うのですけども、過疎計画中においている32年の言葉のおき方と、今策定委員会のほうで進めている、また、町長が公約として挙げ

ている部分の流れについては同じだというふうに認識をしております。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番(前田博之君) 答弁にもありますけど、町立病院の計画は平成30年改築に着手しますということはこれわかりますよね。私言ってるのは30年着手するのだよと、だけど今先ほどの答弁でいけば時系列にいけば普通にいっても32年着工なら着手でしょうと。公約は違いますかというその言葉の、言い回し云々ではないのですよ。ちゃんと言葉の語源を理解してものを言って欲しいのですよ。それで、今言ったようにに過疎の計画でもそのとおりです。30年になっているのですよ。この計画の中で概算事業費が19億4,700万円となっているのですよ。そうすると、基本方針とかあるいは基本計画、あるいは何かの土台がないと積算できないと思いますよ。そうでしょ。そして一方では、きょうの答弁では28年度頃をめどに基本設計を作成すると言っているのですよ。それがなくて過疎計画では19億4,700万円出ているのですよ。何をもとにして計算しているのですか、これ。そうすると最低限、事業内容としての施設規模、病床数、診療科目そして小規模老健施設のきたこぶしも合わせて方向性が出ていないと19億4,700万円でてこないはずですよ。どういう計算になっているのですか。今の議論と矛盾しますよ。

〇議長(山本浩平君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後1時28分

再 開 午後1時30分

〇議長(山本浩平君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

野宮病院事務長。

〇病院事務長(野宮淳史君) 過疎計画のときの当時の事業費的な積算案というのは、当時24年のときに病院運営基本方針というか、そのコンサルでやったときに積算していただいた事業費を大体このくらいだろうということで確か当時過疎計画のときに載せております。それからまた現在は、いろいろ病床数だとかそういうの具体的に変わってくるため新たな改築事業費というのは積算が必要になると考えています。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番(前田博之君) 私はその数字云々の話ではないのですよ。政策過程がどうなっているかを聞きます。ここにだってありますよ。今度、提案されて議論されると思いますけども。あえて言いません、時間がないから。それで聞きます。いいですか。今までの議論の経過を見ると病院改築着手ですよ、この時期について公約は30年度としているのですよ。きょうの答弁では32年というような答弁になっています。第5次総合計画の基本計画では31年度までに着手と言っているのですよ。そして白老の過疎自立計画これ本編にありますからね。32年度までに町立病院建設という言葉になっているのですよ。まるっきり政策に一貫性がないでしょう。公約や政策立案に矛盾していませんか、これ。これらの政策過程とどういうふうにそこの3つが

なってきたのか、それと整合性はどのようになっているのか答弁を求めます。

- **〇議長(山本浩平君)** 古俣副町長。
- **○副町長(古侯博之君)** 今、議員のほうからご指摘にあったように、確かに年度の違いというところは、非常に数字的には出ているところは、正直なところ、今ここにある過疎計画も含めて押さえられると思っております。ただ、その言葉の着手それから建設だとかという言葉の違いのところは、やはりどうしても今組んできているその策定基本方針との違いという部分、整合性が合わないというところはあるというふうなことは認識はしますけれども、今一番中心になっているのはやはり基本方針をしっかりつくって、それに基づいての進み方をしっかりとこう持っていきたいという、それが本体になってきているというふうに認識をしております。
- **〇議長(山本浩平君)** 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

〇13番(前田博之君) こういう言葉は言いたくないのだけど、副町長、言葉の詭弁という か、着手と言ったら分かっているでしょ、手をつけることですよ。取りかかることなのですよ。 基本計画とか実施設計策定するとか、それは着手ではないのですよ。本工事にかかることが着 手ですよ。改築に着手するというのは改築に取りかかるのですよ、着工するということですよ。 だから僕はその前提でものをしゃべっているから。だからそっち側は全然机上のプランが着手 みたいな言い方するけど、それはちょっと私はまるっきり違うと。誰が聞いてもそうだと思い ますよ。それで、時間ないから言いますけども、もし公約どおりに平成30年に着手してもかな りずれるのですよね。同じことですよ、時間的に。あえて言わせてもらうと30年度に着手する と、もう残された時間は2年しかないですよね。これを逆算して病院のスケジュール、これを 他の自治体と見てみました。私前回言いましたよね。池田だとか羅臼とか、今平取もやります よ。それを見ていくと、もし町長が言っている30年であっても遅れるはずなのですよ。いいで すか。27年度中に改築基本計画の策定がされて、28、29年度に病院の改築基本設計、実施設計、 そして建築確認できるはずなのです。そして30、31年度の1年半で本体の建設工事、後半で開 設準備、それが終わって32年度の、このとおりにいけば、32年度の病院の開業になるのですよ。 まして、答弁もあったけど、建設場所の移転や仮に旧病院を解体するとか、そうすれば着工な おずれ込んでいくのですよ。ですから、私言うのはその言葉の遊びとは失礼かわからないけど も、そういうやりとりではないのですよ。1日でも早い町長の決断が必要なのです。ですから、 今は町長が30年で公約した部分でいけば、そういうスケジュールから行けば1日でも早く改築 に着手しないとだめなのですよ。町民待っているのですよ。そう思いませんか。

〇議長(山本浩平君) 古俣副町長。

○副町長(古侯博之君) 議員のおっしゃるように、本当に今新しい病院に向けて、1日も早く町民の皆さんが安心を持てるようなそういう病院を建設しなくてはならないと、それは私どもも同じ立場に立てることだと思います。ただ、そこの向かうところのその過程において、やはりしっかりとした基本設計もしなくてはならないし、それから実施設計もしなくてはならない、それからほかとの協議も含めてしていかなければならない。そういうふうな手順があると

いうところも踏まえて進めていかなければならないのではないかなと思っています。ですから、 決して議員がおっしゃるように言葉遊びの言葉をほじくってというふうなことは毛頭私もござ いません、本当に。だから1日も早くいい病院を町民の皆さんに提供したいという、そういう 思いの中で進めていきたいと思っています。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

〇13番(前田博之君) 副町長も教育長でここの席に4年いましたよね。この議論聞いてい ますよね。副町長は基本計画が云々ということにこだわっているけども、僕は言わないと思っ ていたのだけど。いいですか、町長の前回の4年間の執行方針聞いていますか。24年度はなん て言っています。基本計画を策定し、改築時期を判断すると言っているのですよ。25年度は町 立病院の方向性の決定を進めると言ったのですよ。26年は今後の方向を示す、また27年度新た な公立病院改革プランを策定する、28年わかっていますよね。また基本計画つくりますよとい うふうな話しをしているのですよ。そういう4年間踏まえていまだに、失礼だけど、町長は答 弁しませんけど、副町長がそういうことを言っていること自体が前に進みませんよ。いいです か。町長は1期目の選挙で何て言っています。公約で掲げた全てのことは実行に移すことを町 民の皆様と契約書であると誓っているのですよ。2期目はマニフェストの実行について、早々 に行動に移さなければならず、マニフェストを職員と一丸として取り組んでいくことをここで 約束いたします、とこう明らかにしているのです。病院の改築に関する公約については、1期 目、町立病院の改築を前提ですよ。やるということですよ。改築をして医療介護サービスの充 実を図ることこう言っているのですよ。この4年間改築基本計画の策定決定していないのです よ。まして結果的に改革は着手すら策定すら先送りになっているのですよ。言いたくないけど も。そして2期目の公約何て言っています、さっきの公約でも。平成30年度に改築に着手と断 定しているのですよ。町民の皆さんは1日でも早い病院の、新病院の開設を切望しているんで すよ。私も聞きますけども、今度こそ町長は公約という契約を間違いなく履行してくれるでし ょと、こう言っているのです。それをなんでここで30年、32年とかで議論しないといけないの。 そこではっきり聞きます、町長。再確認しますよ。これ大事なことですからね。これまで議論 してきましたけども、平成30年度に町立病院の改築に着手するのか、あるいは改築着手30年度 の公約を事実上撤回して、平成31年度以降に変更するのかはっきりしていただけませんか。

〇議長(山本浩平君) 戸田町長。

〇町長(戸田安彦君) 1期目の公約からのお話でありました。その1期目の4年はいろいろあって、今の経過にきたとご理解していただいていると思います。また、前田議員がおっしゃりたいことは、やはり町民のために1日でも1年でも早く新しい病院を着手するということをこちら側に今伝えているというふうに認識します。私の公約、言葉のやりとりという話もありましたが、平成30年度に改築に着手しますとあります。工事はスコップ入れる工事をこの30年度にと前田議員のお話でありましたが、これ私も公約つくるときにいろんなものを見たり考えて、そしてこういう言葉を載せたのですが、実際に工事を始まるときの着手というのは工事着

手という形で新聞とかに載るのですよね。着手とは今言うようにスコップを入れるのでなくて、どういう形で改築に向けて進めるかというところから着手という言葉でありますし、今前田議員おっしゃっていたように、国とか北海道とかの協議を経て新しい病院をつくっていかなければならないこと、逆算すると平成30年に工事着手というのは難しいといういうふうに私も思っております。ただ、これは嘘をついているわけではなくて、私も1日でも早く新しい病院をつくたいという思いから、基本構想、基本計画、基本設計という段取りを踏まなければならないのを考えますと、構想の段階ではやはり構想だけでありますし、まだまだその先にどういう形で進むのかというのも町民の皆さんも不安だと思うのですが、ただ基本設計、実施設計をつくっていく中で、これは本当に現実的な新しい病院をつくるのだということを考えますと、平成30年には基本設計をして着手するという意味でありますが、言葉のやりとりと言われるとまた申し訳ございませんが、そういう形で新しい病院をつくるという意思表示でもあるというふうに考えておりますので、この平成30年とは私は町民をだますつもりも嘘をついているつもりもありませんので、ここに建築に向けての着手をしますという意思表示でございます。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

〇13番(前田博之君) 今町長言った前段の話は、さっき言ったように4年間議論もしてい るのですよ。もう1回言うけども、32年度の公約の着手というのは、町長は基本設計をつくる ことが着手ですか。はっきりしてください。私は責めているわけではないのですよ。町長は1 期やっているから経験あるはずです。政策をつくるのは自分でも責任あると思う。それがちゃ んと2期目のときに、30年に着手と言っているから今まで議論になっている。1期目はなった ばかりだから勉強させてもらうと言っていたけども。全部全部そうでもないけどね。2期目に なったら当然、今言ったように政策形成過程もどうなって、国のほうはそんなにないと思うけ ど、そういうことをわかっていて、着手と言ったはずなのですよ。だから、ここで着手という ことは着工にかかることですから。私は責めているわけではないのですよ、町長。今のスケジ ュールでいけばもう32年ぐらいしかないのですよ。だから30年にしたのだけども、32年度以降 に変更しますよと着工しますよとこう言えばいいのですよ。そしたら町民もそうでないなとわ かるのですよ。それをはっきりしないと。着工と言ったらわかるでしょ。基本計画の策定を着 手と言うけど、さっき言っていることもわかるでしょ。手をつけること、取りかかることなの ですよ。よくそこを踏まえて、声はでないけど皆そう思っていますよ。そういうことで思わな い人は思わなくてもいいけども。私は町長のことをどうこうということではないのです。一議 員として二元代表の中でやっぱり公約は大事だよとそういうことをちゃんと言ってるのです よ。その町長を応援するとかしないとか云々でないよ。町民に約束しているのだから。町長も 2年遅れるなら遅れるよということを言えばいいのです。基本設計をやるならやる。もう1回 お聞きしますけども、30年度は着工しない32年度以降になるよということでいかがですか。

〇議長(山本浩平君) 戸田町長。

〇町長(戸田安彦君) 繰り返しになります、申しわけございません。やっぱり着工と着手の

違いだと思っておりますので、理解をいただきたいというふうに思います。過疎計画の32年にも示していますが、この政策決定の過程のお話もありました。今までのいろんな先ほどの平取町とか池田町の話もありますけれど、そういう例を見ますと平成32年になるというふうに私も考えますが、この今からスタートするのではなくて、総務省とか厚生労働省も国の機関も北海道も含めて、もうスタートは水面下ではしています。1年でも早くしたいという思いの中で動いておりますので、これを32年と言ったら32年となってしまいますから、これをやっぱり1年でも早く職員の意識づけの意味でも、平成30年に着手、着工でなくて着手していきたいという思いでありますので、これを32年に変えるとかという意思はございません。平成30年度に基本設計をしてきちんと進めるということでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

〇13番(前田博之君) 業界用語では着手も着工も同じなのですよ。公の場で私責めているわけではないのです。町長がもし楽になるのなら30年度にしたけど、今のスケジュールでは遅れるよと、だけど1日でも早くと言えばいいのですよ。だから私は事実上、30年の公約の着手はないなと思いました。次に、そのためにも、早くやるためにも次は病院改築の財源確保です。これについて質問します。

町長は平成32年度の民族共生の象徴空間整備事業を契機に、まちが実施主体となっての基盤 整備事業が計画しています。昨日も懸念する質問もありました。膨大な事業費が見込まれてい るからです。そして事業期間がその町立病院の改築事業と重複することが考えられます。今の 30年にしても32年にしても。そうしたら象徴空間の大型公共事業との選択と優先順位の論点整 理が必要になってくるのですよ。そして財政危機に陥らないための財源措置を今から模索しな くてはいけないです。28年度からありますけどね。 そこでちょっと詳しく言わせてもらうけど、 病院改築するための事業資金として、自己資金は現時点ではゼロですよね。病院の建設資金の ほとんどが過疎債50%、公営企業債50%、長期での借り入ればかりです、借金です。総事業費 を考えてみてください。先ほどの出しても数十億円ですよね。借金の元利償還金の支払いは病 院会計ではできませんよね。全て一般会計の負担になるでしょう。今考えられてる財源では、 昨日もいろいろ財政の状況の議論はありました、病院建設をしてもその負担に財政が追いつか ないと私は思われます。補助率の高い補助金を導入して、財政の負担軽減を図らなければなり ません。まちの活性化のための産業振興の資金、政策資金もおぼつかなくなることもあるので すよ。そこで、財政健全化プランの見直しが非常にこれ試練になると思いますよ。ただいま申 し上げた大型事業と財政の因果関係をどのように捉えているか。また一昨日の補正予算、昨日 の代表質問、答弁では財政状況は予断を許さないような環境にあるよと、こういう答弁をして いましたけど、それも含めて財政的あるいはこの因果関係どのように現状を理解していますか。

〇議長(山本浩平君) 古俣副町長。

○副町長(古俣博之君) 昨日の議論の中にもありましたように、非常にやっぱりこう財政的 には厳しい状況にありまして、この状況が完全に払拭するという部分にはまだまだ時間がかか るというふうな認識があります。そういう中でやはり町民の皆様が切望しているその病院建築 も、先ほどから出ている1日でも早くというふうな思いはしっかりこう持っていきたいという ふうに思っております。そういう中で、確かに借金の部分は、どうしても借りなければならな い部分は昨日もお話したようにあるかと思いますけれども、何とか今財政調整基金に少しずつ 少しずつこう積み上げてきている部分も含めてこの事業の財源充てに考えていきたいなという ふうには思っております。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番(前田博之君) 具体的な部分です。昨年の9月の議会で、私は、白老弾薬支処があるので町立病院の改築の財源に防衛省の補助金を活用したらと提案しました。そこで、言いっ放し聞きっ放しではなくて、やっぱり議会議員も質問した以上は経過がどうなっているかということはちゃんと整理しないといけませんから聞きますけど、企画課長はこう言ったのですよ。防衛省とかほかの国の関係省に補助金の要望はしている、しかし特定防衛施設の所在ということで民生安定事業ではこれまでの事業を行っているので再度の採択にはならないと、現在のメニューでは病院は難しい、そこで民生安定事業のメニューの拡大として、公立の病院を入れるように要請しているところだと答弁しています。課長はその場しのぎの希望的な観測の答弁はしないと私は思っています。そこで聞きますけども、具体的にどのような行動、プランをもって要請しているのか。そしてこれまで要請した機関はどのくらいになっていますか。

〇議長(山本浩平君) 高橋企画課長。

○企画課長(高橋裕明君) 防衛関係の補助の関係でこれまでにどういうことをしてきているかということですが、大きくは2通りございます。防衛省とか防衛局への要望とそれから基地協議会という組織がございまして、そこからの要望とでございます。防衛省とか防衛局につきましては直接単独でやっていますけども、今言われたように民生安定のメニューにはない、防音とかそういう障がい防止のメニューだけがあるということで、その防音の適用には白老町は難しいだろうと。空港があるところとか、演習があるところそういうところは対象になるということですので、民生安定のメニュー拡大には至っていないということです。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番(前田博之君) 至っていないということだね。そしたら前回の答弁と多少違いますよね。それ以上はいいです。町長にも聞きます。町長もそのときに防衛省の補助金についてこう言っているのですよ。防衛省にいろいろな分野で補助金をお願いしているので、防衛省の中に白老町の優先順位がどこにあるかということも大事だと思います。もらえるかもらえないかわからないのに、そこに例えば力を注ぎ込むよりは、もらえそうで白老町が困っている部分を取捨選択という考えもある。ちょっとこれは内部的に今までお願いしているものより、先に町立病院のほうが大事という形でもっていくのかというのも含めて検討したいと。そこで非常に大事なことなのだけど、その町民の命を守る町立病院の改築事業より大事で先にお願いしてい

る事業はあるのですか。

- 〇議長(山本浩平君) 戸田町長。
- **〇町長(戸田安彦君)** 病院が大事とか大事ではないとかではなくて、補助に対する考え方で、例えば今前田議員おっしゃったように防衛省の補助で病院をやりますと、でも今メニューがない、メニューをつくって補助できるまでにどのくらいかかるのかということがそういう総体的に考えて優先順位をつけるということです。
- **〇議長(山本浩平君)** 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番(前田博之君) 町長も知っていると思いますけども、防衛省の補助金等に大臣告知という取り扱いあるのですよね。そうですよね。そこで、町長は政治家ですから、町立病院改築の補助金を最優先にするという政治判断に立って、戦略を持ってそういう病院の補助金をもらおうということで奔走されたらいかがかと思うのですけど、その辺の決意をちょっと伺います。

○議長(山本浩平君) 暫時休憩をいたします。

休憩 午後1時55分

再 開 午後1時55分

- ○議長(山本浩平君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。 戸田町長。
- ○町長(戸田安彦君) 前田議員から前回防衛省の補助金のお話がありまして、北海道防衛局関係機関のところに行ってきまして、実はこの話をしました。どういう形で今、企画課長おっしゃったとおりの延長なのですが、メニューができればその時点でテーブルの上に置くというか考えることができるのですが、今のところは先ほど言った条件には白老町は合わないので、今のところメニューにはないということと補助は出せないと、今のところはそういう返事でありますので、私も防衛の高額な補助でやっていったほうがいいという思いから、そういう活動というか行動はとってきました。
- **〇議長(山本浩平君)** 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番(前田博之君) 最後にします。町長の1期目での最低限は、町立病院の改築基本方針本当は作成されていないといけないのですよね。この議論の中でもわかるように。そして28年度の執行方針でまた町立病院改築基本方針を作成するとなっているのですよ。ここにきてもまだ堂々巡りしているのですよ。基本計画をつくる、方針をつくるということで、そうでしょ。そういうことでもたもたしている時期ではないのですよ。ここまで議論してますけど。そこで今、町長に求められているのは、病院に関してですよ。政策形成過程で決定するにしても、素早い意思決定しかないのですよ、もうここでは、町長。そういうことを踏まえて私は、現在の組織体制ではこれまで以上は私は無理あると思います。改築基本にかかっている仕事に対して。

まして、本分の病院経営業務を兼務させて改築に関する業務をさせるのは職員に対して酷ですよ。やっぱり公約の30年改築、着手、議論したところだけど、私は1日でも早くしてもらいたいし、公約を果たしてもらいたいですよ。その実現のためにも新年度からは町立病院改築準備室をつくって専任職員を配置するなどとして、本格的に取り組んだらどうですか。私こういうふうに言っていますけど。よその先進市に行ってきましたけど、やっぱり準備室を置いて本格的にやってるいるのですよ。こうしないと町長、進まないですよ。野宮事務長が悪いという意味ではないですから。ちゃんと置いて、それなりの人材もいるのですから。本当にこれどうですか。準備室をつくって専任職配置して、すぐ進めると。そういう決意ありませんか。

〇議長(山本浩平君) 古俣副町長。

○副町長(古侯博之君) 今議員がおっしゃった組織体制のことについては、これは十分こう考えていかなければならないと認識しています。28年にまずは基本方針ができ上がったその時点においては、やはり今後の具体的な工事を進める場合において、今の病院の事務体制だけではできないというふうに思っています。ですから、そこの組織のつくりかたについてはいろいろともちろん専任も含めていきますけれども、医療スタッフそれから事務スタッフも含めた形でのその準備室の在り方を十分検討して、先ほどから言われています着手に取りかかりたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番(前田博之君) ぜひ公約をまず守ることと、1日でも早い病院の改築着手をしていただきたいとこう思います。

次いいですか。

次に財政運営と政策形成についてです。

- (1) 平成27年度一般会計・特別会計の決算見込みと繰出金について。
- (2) 平成28年度予算の歳入・歳出の構造的特色及び公約・政策の優先順位と事業名について。
- (3) 予算編成(査定)システムと政策・施策事業の選択手順と選択の基準について。
- (4) 財政規律堅持・財政安定化の方策と財政システムの構築の考えについて。
- (5)総合計画基本計画期間内における財政計画・見直しと予算編成のリンクについて。
- (6) 国勢調査速報値での財政への影響と行政サービスに対しての課題・問題についてであります。
- 〇議長(山本浩平君) 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

〇町長(戸田安彦君) 「財政運営と政策形成」につてのご質問であります。

1項目め「平成27年度一般会計・特別会計の決算見込みと繰出金」についてであります。

一般会計は、平成28年3月会議に補正予算として、公債費の繰上償還額と財政調整基金、各種特定目的基金の積立金、国民健康保険事業特別会計の赤字額解消分の繰出金、墓園造成事業特別会計は、公債費の繰上償還額の繰出金を提案し、財政健全化に向けた対策を進めていきま

す。

このように、公債費残高の減少、実質公債費比率の逓減や特別会計の赤字額解消対策を行いますが、一般会計の決算については、特別交付税の3月交付分が決定されていない状況ですが、 黒字額を見込めるものであります。

また、国民健康保険事業特別会計を除き、各特別会計、企業会計は、繰出金を見込んだ収支になりますが、黒字額が見込まれる状況になっています。

2項目めの「平成28年度予算の歳入・歳出構造の構造的特色及び公約・政策の優先順位と事業名」についてであります。

歳入の状況は、経常一般財源がわずかに増額していますが、増加の要因はふるさと納税寄付金であることから、この金額を除くと前年並みになっている状況であります。

歳出については、経常経費の給与費、繰出金が増加していますが、公債費等の減少で、前年 比、3,100万円の減少になっています。

公約・政策の優先順位と事業名につきましては、各課において「町長公約に掲げる取組」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる取組」を基本に、町活性化及び人口減少対策を目的とした各事業を優先的に立案したものであります。

優先的臨時事業としていたしましては、公約では「学校給食地場産品活用事業」、「特定不妊治療助成事業」、「地域公共交通活性化事業」、「地域おこし協力隊活用事業」、「白老版DMOまちづくり会社設立推進事業」など20事業に取り組み、臨時事業以外の14の取り組みと合わせて、公約42項目の約8割を実行する内容であります。

総合戦略では、「民族共生象徴空間整備促進事業」、「移住・定住促進事業」、「中小企業経営安定化支援事業」、「子ども医療費助成事業」、「地区コミュニティ支援事業」など公約事業含めて59事業であります。

このことから、28年度は、財政健全化プランに定める一般財源ベース1億5,000万円以内で事業選択を行い、町活性化及び人口減少対策を優先的に取り組むこととしております。

3項目めの「予算編成(査定)システムと政策・施策事業の選択手順と選択の基準」についてであります。

経常経費要求額を財政課で査定を行い、経常一般財源の必要額を見込み、政策的事業に充当できる財源を集計し、企画課に一般財源枠を通知します。

政策的事業の選択については、総合計画の実施計画で見込んだ事業及び総合戦略等の事業を 選択し、事業効果の検証、緊急性、公約等を考慮しながら優先順位を定め、補助金、過疎債の 活用、基金繰入等の特定財源の充当を行い、一般財源の枠内に収まる事業を最終的に決定する ものであります。

4項目めの「財政規律堅持・財政安定化の方策と財政システムの構築」についてであります。 健全な財政運営の基本は、歳入財源を的確に見込み、歳入財源の範囲内で財政運営を継続す ることが財政規律堅持・財政の安定化が図られるものであります。

財政システムの構築にあたっては、行政課題に対する財源や、将来の負担を軽減させるため

の積立金等など、備えに対する財源確保などが重要になってくることから、そのために、経常 経費、臨時事業費等の財源と別枠になる財源の確保が必要不可欠になるため、財政運営のため の基盤をつくるルールづくりが必要になりますが、財政健全化プランの位置づけと性格は、本 町の全ての実施計画等に対し、財政的な制約かけていることから計画期間中については、現計 画を推進してまいります。

5項目めの「総合計画基本計画期間内における財政計画・見直しと予算編成のリンク」についてであります。

前期総合計画の実施計画は、26年度の財政健全化プラン計画時に策定したことから対策項目としている事業費財源を一般財源1億5,000万円以内、地方債3億円以内とした財源枠で事業を 実施してきました。

後期の実施計画も同様に財政健全化プランに定める財源枠で、事業を進めていくこととして おり予算編成の財源枠との整合性が図られるものと考えております。

6項目めの「国勢調査速報値での財政への影響と行政サービスに対しての課題・問題」についてであります。

28年度から普通交付税の算定基礎となる人口は、本年度の国勢調査人口が基礎数値となることから、人口減少による影響を受けるものと見込んでおります。

一方で、単位費用、補正係数の動向等によって増減があるものと見込んでおりますが、決算 状況を勘案し、前年ベースの予算を計上しており、7月の算定結果を見極めなければ影響額等 については検証できないものであります。

また、行政サービスの課題・問題につきましては、人口減少に伴い、生産人口の減少、高齢者の増加などで町税の減少、社会保障費の増加など、歳入、歳出両面に対し影響を及ぼすものと捉えております。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番(前田博之君) 時間がなくなりましたので、何点かまず。予算の編成の仕組みというか政策形成も含めてお聞きしたいと思います。町長は予算編成の責任者でもありますので、与えられた資源、すなわち財源の制約のもとで予算要求を査定し、予算全体の中で成果は実現していくということがこれ責任の一つだと思います。ですから、政策実現のための予算編成は重要なのですよ。そこで予算編成作業は予算要求、予算査定をとおして職員の創造力、構想力を高め、政策形成能力の向上につながる重要な役割を果たしています。職員は政策の立案や執行に腕を振るう専門家でもあります。予算査定は理事者と腰を落ちつけて、政策、施策、事業のあり方について議論する議論の場でもあり、職員から見れば開かれた場でもあると思っています。そこでお聞きしますけども、自前で政策をつくり地域をつくっていく時代にあって、理事者はどのような哲学を持って今回の予算編成査定にあたったのか、この辺をお聞かせください。

〇議長(山本浩平君) 岩城副町長。

○副町長(岩城達己君) 事業費の部分というふうに捉えてよろしいですよね。予算全体の政策ということで。まず各課からの予算要求というのがあるのですが、1年をしますと10月の上旬に来年度やはり予算の政策をどういう柱でつくっていくかというのはこれ町長から全職員に発信して、その上で各課でどういう政策のもとに事業展開するかを詰めて、12月に事業費調整会議というのを理事者が入った中で行います。その中で特にやはり政策的にこれは進めていこうという町長の考えと合致したものあるいは今までない中での提案があったもの、それをプレゼンテーションとして理事者の前で各課職員がこういう部分でこういう事業化をしていきたい、そういうプレゼンを経て、最終的には歳入予算から歳出という部分に展開しますので、限られた事業予算の中で査定していくと、こういうプロセスで行っております。当然職員が入ってそこは理事者の三役そろった中で、我々もこういう視点でどうかという問いを投げてまた職員はそれに対しての答えを出して開かれた中で実行しているということであります。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番(前田博之君) 私もことしの予算編成、町長の執行方針読んでいますので、その流れについては理解しています。ただ、本当に政策形成する中に町長交えて膝詰め談判で本当にその議論をしていると思いますけども、そういうのが必要かなと私は思っています。そこで、これ予算査定というか施策事業の選択の方法のあり方なのだけど、今言ったように臨時事業予算要求は事業予算の要求の手続によって、各課は事業用予算要望することになっていますよね。ここなのですよ。しかし、ときには予算要求する担当課の意に反して、特定の部署や特定の職員によって恣意的な事業選択や優先順位、あるいは頭越しの事業要求が突如として登場すると、こういうことを私は聞いているのですよ。あるかないかは別として私は聞いています。そうであるとすれば、自らの責任で要求を上げない施策事業のため、物事を進める前に考える、何のためにそれをするのかの問いもなく、所管はつじつま合わせの予算要求となり予算査定等の客観性の担保、予算要求や査定の形骸化、そして硬直化、そして透明性に欠けた中での予算編成が危惧されます。そこでですけども、ただいま申し上げたようなことが、垣間見られるようだと私は聞くのですけども、その辺の認識はございますか。

〇議長(山本浩平君) 古俣副町長。

○副町長(古俣博之君) 議員がご心配にされているような内容の部分については、今岩城副町長のほうから事業費の予算編成の中においては、しっかりと精査をして予算組みをしております。そういう中で、確かにその政策部分の中でのやりとりの中で、前後として入ってくるという部分はありますけれども、それについてもしっかりとやはり再度検討を図りながら予算編成はやっていっておりますので、ご心配の部分については今後もそういうふうなことのないように取り組んでまいりたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

〇13番(前田博之君) こういうことをやっているとしたら、職員のやる気や職場の活力を

阻害して、組織を硬直させる原因にもなるのですよね。そして、まして万が一、予算ですから、 今言ったように順序、手続ありますよね。万が一、天の声がきてしまったら、これはまた財政 規律の観点から好ましいことではないと思います。それはやっぱり先ほど岩城副町長からあっ たような財政システムの中で財政課長査定、副町長査定、町長査定そういう段階の中でやっぱ りそして財源を見てどういう審議するかというのが本題であって、先ほど言ったようなことが 心配されますので、もしあるとすれば気をつけて欲しいと思います。それでもう知っていると 思いますけどもこの予算の目的は、あえて言わせてもらうけども、規律性、戦略性、合理性、 参画性です。わかりますね、これ。職員がいかに出るか。それから透明性があるのですよ。私 は事業のあり方を実際論議するのには、所管課と財政課、四つに組んで激しい議論を戦わして 事業の濃密を高める、それで広く情報公開しながら不足する様子を付加していく、そして政策 事業を形成していくことが私は重要だと思いますよ。そして異なる立場から解決策や新たな方 向性を提示する仕組みを構築しなければいけません。そして、あえて言いたいのは、政策形成 にあたり、財務の視点を適切に組み込み、よりよい政策をつくるとともに健全財政の維持を図 っていくためにも大事なのですよ。そのためには、予算事業にいくためにも、事業費を別にや っていますけど、今やっていることは。過去の白老町も財政に権限を与えて一本化でやってい たのですよ、財政規律堅持するために。それがどっかで歯車狂いましたけどね。そういうのも 含めて事業費の予算編成、査定をやっぱり財政課に一元化するよということを考えていったら どうかと思うのですけど、いかがでしょうか。

〇議長(山本浩平君) 古俣副町長。

○副町長(古俣博之君) 今ご指摘がありましたように、昔のように財源基盤がまだない、昔であったらきっとその財源があって事業費のみに企画あたりが中心になってやっていた時代もあったのでしょうけども、今はそういう時代ではありませんので、しっかりとやり方としてはいろいろと検討しなければならないところはあるかと思います。ただ、政策予算でありますから、しっかりとやっぱり今の組織的に言えば企画課あたりがきちっとした総合計画だとか、それから総合戦略だとかの中での実施事業の見極めをしながら、調整しながら、査定にかけていくと。そういう中で先ほど言ったシステムを使って、事業の予算組みをしていくわけですけども、財布は最終的には一つであります。そして、やはり財政規律を守り透明性をやっぱり確保していくためには、その一つの財布のところを誰がしっかりとして見ていくかというふうなあたりは、重々大事なことですから、やはりこれからまだまだ論議しなくてはならない部分もありますけれども、今議員がおっしゃったようなシステムづくりは今後進めていきたいと思っています。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

〇13番(前田博之君) ぜひお願いします。それで、財政健全化とその持続可能な財政運営するための仕組みづくりなのだけど、平成19年の1月に白老町自治基本条例では、中長期的な財政見通しのもと財政計画を策定し、それに基づく予算編成と執行により健全な財政運営に努

めるとこうしていますね。まちの憲法で財政計画策定を義務づけてるのですけど、これまでの 財政計画の策定の取り扱いはどうなっていますか。

- 〇議長(山本浩平君) 安達財政課長。
- **○財政課長(安達義孝君)** 町長のほうから答弁いたしましたとおり、現在の財政運営につきましては26年度より財政健全化プランを持ちまして、その中である程度、臨時事業費、政策的経費、全体的な経費も含めて制約をかけて、プランに関しましては答弁しているとおり全庁内のあらゆる計画に制約をかけた計画としておりますので、改めて基本条例ではそういう計画を策定とはなっておりますけども、現状ではプランがそういう役割をなしているということで、当面こういう形の中で財源をきちっと守った中で、財政運営するということが重要な取り扱いだと考えておりますので、当面はこの答弁のとおり進めていきたいと考えております。
- **〇議長(山本浩平君)** 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

- **○13番(前田博之君)** 答弁で理解しますけど、これまで3回策定されてきた財政健全化プランと、自治基本条例での策定を義務づけている財政計画とは性格は本質的には違いますよね。それに乗っかっているよということですから、そうですね。そこで聞きます。そうすると、この議会に提案されている第5次総合計画の基本計画と過疎自立計画において後段に財政計画との整合性のとれた計画にするといっているのです。この2つの財政計画は我々の議案に資料にもついていません。ここにいう財政計画とは何を言っているのか。ちょっとお聞きします。
- 〇議長(山本浩平君) 高橋企画課長。
- **○企画課長(高橋裕明君)** 基本計画とかそういうものに示されている財政計画につきましては、現在のところの財政健全化プランを指しております。
- **〇議長(山本浩平君)** 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

- **〇13番(前田博之君)** ここでいう財政計画の策定の目的は何ですか。あなたは今、財政健全化プランと置き換えると言っていますけど。本来のこの正確な第5次総合基本計画、過疎自立計画における財政計画というのは、財政計画策定の目的になってちゃんとやっているはずなのですよ。その辺ちゃんと説明してください。
- **〇議長(山本浩平君)** 高橋企画課長。
- **○企画課長(高橋裕明君)** 自治基本条例に掲げています財政計画については、中長期的な財政見通しのもとにつくられる計画ということで、財政計画に基づく予算編成を行うということを明記しておりますので、現在のところ財政健全化プランで財源規模、一般財源 1 億5,000万円、起債規模 3 億円以内というところがほかの計画事業に制約をかける部分でございますので、それに基づいて執行しているということでございます。
- **〇議長(山本浩平君)** 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

〇13番(前田博之君) 若干、財政計画の趣旨からいけば、すり替えているのかなとこう思

いますけども、それは、また後ほどということで。

次に独自の健全化対策の導入についてであります。平成20年3月に作成した新財政改革プログラムと23年3月再度策定された改訂版では、財政規律を高め、まちの財政を安定かつ健全に運営するとして、地方財政健全化法の財政指標に加えて新たな町独自の健全財政のための財政指数基準を導入するとこう言ってますけど、これは承知していますか。

〇議長(山本浩平君) 安達財政課長。

○財政課長(安達義孝君) 前田議員の言うとおり当時のプログラムにはそういう記述がございまして、それに基づいた計画をつくるというような計画でございましたが、ただいまは当時から国の財政計画の中の財政指標を使ってまいりましたが、それ以上の制約をかけるものでございませんので、現在の4指標のうちの上回っている実質公債比率もしくは将来負担比率、それを十分に守ってこの期間中に達成をしていくというのは、今の現状のプランの中の1番の目標として進めてまいるのが一応実情に合ったものと考えます。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番(前田博之君) 今多少、健全化進んでいますけどね。それでよしとはならないと思います。ということは、議会も19年7月に財政健全化に関する特別委員会設置しているのですよ。この中で、議会のチェック機能として仮称白老町財政健全化条例制定や財政指標に対する白老町独自の歯どめの数値の設定を導入するということで報告してるのですよね。承知していると思います。そうですから、今財政課長の答弁ありましたけども、それを置き換えていると言っているけども、この条例化や新たな財政指標の定めのない中で、26年の3月に三たび白老町財政健全化プランになってしまったのですよ。そうですよね。この財政健全化プランでもこう言っているのですよ。さらなる取り組みとして、言葉は若干違うけども、将来負担に備えた財政システムを構築すると言ってるのです。私は教訓を生かす意味からも、その時点で条例等を制定するなどして財政基準を定めておくべきでなかったのかなと、もし定めていればかなり議会のチェック機能も働いてこういうこともなかったのかなと思うけども、町側としての見方はどうですか。

〇議長(山本浩平君) 安達財政課長。

○財政課長(安達義孝君) 19年当時のプログラムから経過して24年度にあのような財政の状況になって、新たな計画をまた26年度からつくったという状況をこう鑑みますと、やはり議員おっしゃるとおり、ある程度のそういう財政規律として守る計画も当然必要となってまいるというのは重々感じておりますけども、先ほど来より町長が答弁したとおり、今財政健全化プランの制約の中で十分なこの2年間でございますけども、財政運営をしてまいっておりますし、答弁でも出てるように2年間の黒字も出して、今後また厳しい状況もありますけども、何せ今のプランを十分に守っていくことが、それ以上のものはないと私も信じておりますので、当面はこのプランに沿った形で財政運営を進めてまいりたいと考えております。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

〇13番(前田博之君) 町独自のそういう健全化を目指す目安がないですよね。だけども、 先進自治体といわれる多治見市とかほかのまちでは、財政運営上の基本を原則明確にして、財 政規律の下で財政運営を行う必要があるから財政健全化条例を制定して実務化しているのです よね。そういう例えあります。あるのですよ。どういうことをやっているのかということは、 時間ありませんから、多分財政課長もみなさんも勉強していると思いますけども、非常にこれ は全国的から見てもいい制度で、ときの町長もかなりの厳しい部分がシステムとして条例化さ れているのですよ。ということは、償還可能年数、経費の硬直率、財政調整基金の充足率、私 何回も言っているけどすぐできないと言うけど経常収支率と、市独自でやっているのです。こ ういうことをやって、この数値によって財政状況の継続的な維持向上のための目標値として、 それを達成するために財政向上指標を市長が任期ごとに定めて、議会に報告し議会のチェック 機能を果たしているのですよ。それ以上できませんからね。こういうことを考えるべきだと思 う。そこでこれまで町独自の条例を定めて財政支出基準等によってチェック機能が働いていた ら、先ほど財政課長の答弁ありましたけど三度に及ぶ危機的な財政状況に落ちていなかったと 思います。自ら首を絞めているのですよ。地方財政健全化法で財政健全化判断比率は定められ ています。私もわかります。国の基準値に加えて白老町独自の財政運営のルールを定めて、財 政規律を強化し長期的にわたる安定的な収支の均衡を図ることを目指すためにも、白老町とし て財政規律に関するための条例として財政健全化条例みたいなものを制定したらいいかなとこ う思います。私は遅くはないと思います。なぜかと言ったら、28年度中に行われる財政健全化 プランの見直しに合わせて、このときは国の4指標はいきませんからね。それに合わせて財政 状況に関する情報を共有する材料として、チェック機能が働くためにも財政判断指標を導入す べく、財政健全化条例的なものを制定する考えはないかどうかお聞きします。

〇議長(山本浩平君) 古俣副町長。

○副町長(古俣博之君) 今まで議論してきた中でいろいろとご指摘をいただきました。本当に財政のあり方というのは、非常に大きな問題であるというふうな認識は強く強く持っております。そういう中でその規律強化、それから透明性の確保等々を含めての条例的な指標といいますか、そういうものをつくることというのは条例というふうにいかないまでも、しっかりとしたその財政の方向性を見極めるようなルール的な部分については、これまでも健全化プランの中でも一定限つくり、そして守ってきておりますので、そういうことを踏まえながら、今、前田議員がご指摘になっているルール化については、しっかりとしていかなければならないというふうな認識に立ちながら今進めていきたいと思っています。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番(前田博之君) 前向きな答弁ありがとうございます。それで、これからの白老町は 小さくなっていくのですよ。そういうことの認識を持って財政展開をしていくことが、これ重 要だと思います。今後新しい政策のためには、必要な財源を確保しなければならないですよね、 町長も知っていると思います。財政の規律の確立は、私何回も言っているけども、単にその破綻を避けるという意味だけではないのですよ。消極的な意味に聞こえるかもわからないけど。だけど、それは、今後、活力あるまちづくりの政策実現するための財源確保が前提なのですよ。今見たく枠何ぼしかありませんでなくて。まちづくりのためにやる、当然病院の建設出てきますよ。そういうために、私は持続可能な地域づくりをつくり上げていくための一里塚として、財政健全化条例的なものは制定が必要でないかと言っているのです。今、副町長から条例にしなくても何かの形でつくると言うから期待します。これは今私言ったことは、職員を巻き込んで検討する値はあるのですよ。なぜかと言ったら、こういうものに対して職員が勉強する、学習することによって財政とか、じゃあ一家でいえばどういう家計にしたらいいのかという認識されるのですよ。これも含めて、ぜひ、導入を前提に条例とは言いませんけど、本当は条例があったらいいのだけど、それに値するようなものぜひ内部で十分に皆さん勉強してもらって、何らかの形に表したらいいのではないかなと思いますけども、これをもって最後の質問にします。

- 〇議長(山本浩平君) 古俣副町長。
- **○副町長(古俣博之君)** 本当に議会の皆様方にはご心配をおかけしてるところが多々あるし、それから町民の皆様方にも大変なご負担をおかけしながらの財政のやりくりをしております。そういう中で今、前田議員からもありましたように、ただただ財政の危機を招かないというだけではなくて、やはりこれからのまちづくりの政策をしっかりと実行していくそのエネルギーをつくり出していくためにも、今ご指摘のあったようなルール化といいますか、きちっとした財政の規律をどういうふうにして守っていかなければならないかということについては、しっかりと職員ともども肝に銘じながらそのあり方について検討をしていきたいと思っております。以上です。
- **○議長(山本浩平君)** 以上で13番、前田博之議員の一般質問を終了いたします。 ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時33分

再 開 午後2時45分

- **〇議長(山本浩平君)** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
 - 一般質問を継続いたします。

◇ 吉 田 和 子 君

○議長(山本浩平君) 5番、吉田和子議員、登壇願います。

5番、吉田和子議員。

[5番 吉田和子君登壇]

○5番(吉田和子君) 5番、吉田和子でございます。通告に従い2項目、9件に質問をいたします。

1項目め、少子化対策、「白老町子ども・子育て支援事業計画」と「白老町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」について伺います。

- (1) 平成27年4月スタートの「子ども・子育て支援事業計画」の実施自治体としての、今後 PDCAに基づく検証と着実な遂行をするための課題を伺います。
- (2) 創生総合戦略の柱4「結婚・出産・子育てが誇れる地域づくり」は、第5次総合計画との整合性は取れているが、子育て3法による「子ども・子育て支援事業計画」との連携、推進方法について伺います。
- (3) 重点プロジェクト「子育てタウンしらおい」の各課、民間の推進状況について伺います。
- (4)出生数、合計特殊出生率の目標達成のために「出会い」、「結婚」、「出産」、「子育て」、「教育」の充実を図るとしているが具体的な事業について伺います。
- (5) 施策事業の内容について伺います。
- ①妊娠、出産、子育ての相談、ニーズ把握等の総合窓口として、子育て世代包括支援センター設置の時期と支援者等の人材育成について伺います。
 - ②不妊治療に係る町の支援と相談体制について伺います。
- ③地域子育て力の強化でNPO法人との連携、支援、サポート体制の強化とあるが、どういった強化策か、また現在の施設について伺います。
 - ④保育サービスで平成27年度より実施している病児・病後児保育の利用状況を伺います。
 - ⑤幼稚園・保育所の保育料軽減が来年度より実施されるがどのようになるのか伺います。

〇議長(山本浩平君) 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

〇町長(戸田安彦君) 少子化対策、「白老町子ども・子育て支援事業計画」と「白老町人口 ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」についてのご質問であります。

1項目めの「子ども・子育て支援事業計画」の検証と課題についてであります。

「白老町子ども・子育て支援事業計画」の進行管理につきましては、子ども・子育て支援施策の推進に関する必要な事項や実施状況等を調査、審議する場として位置づけられている子ども・子育て会議において、事業の点検・評価を1年ごとに行い、必要に応じ事業展開の改善を行ってまいります。

また、計画の着実な遂行にあたっては、実績数値の評価を行うとともに、数値以外の部分を 把握することが課題であることから、必要に応じて利用者アンケートを実施するなど、住民ニ ーズの把握を行ってまいります。

2項目めの「創生総合戦略の柱4」と「子ども・子育て支援事業計画」との連携、推進方法 についてであります。

「白老町子ども・子育て支援事業計画」は子ども子育て支援法に基づいた本町の子育て支援 の総合的な計画であります。また、「白老町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」 を含め、他の関連個別計画と連携を図るとともに、子ども・子育て支援に関する専門的・個別 的な領域を受け持つものであります。関係各課において双方の目的を明確にして連携しながら 事業を着実に進め、子どもの健やかな成長を支えてまいります。

3項目めの「子育てタウンしらおい」の各課、民間の推進状況についてであります。

「白老町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の柱4「結婚・出産・子育てが誇れる地域づくり」実現のための重点プロジェクトとして、「子育てタウンしらおい」を推進するものであります。

プロジェクトにおける取組事業として「体験・交流イベント」を今月25日・26日に開催するほか、現在作成中の「子育てガイドブック」の子育て世帯への配布を通じ、町内の子育て環境の充実を図るものであります。

また、各課において従前から取り組む事業、新年度から取り組む事業、今後に取り組みを検討する事業等がありますが、各課それぞれが単独で取り組むのではなく、子育て支援に効果が見込まれる複数事業をパッケージ化して取り組むことにより、事業間の相乗効果を高めるものであります。

なお、各事業の推進においては、子育て支援NPO法人や子育てサークル、町内会など関係 団体との協力・相互連携が不可欠でありますことから、各団体との情報共有を行い、民間活動 の円滑化を図るとともに、支援体制の強化を引き続き進めてまいります。

4項目めの「出生数、合計特殊出生率の目標達成のための具体的な事業」についてであります。

合計特殊出生率の低下は、未婚化・晩婚化の進行や出生数の低下が主な要因とされています。このことから、「白老町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げている合計特殊出生率の目標達成のためには、若い世代が「結婚し、子供を産み、育てる」という機運を高め、結婚や子育てしやすい環境を充実することが必要であります。そのため、道や関係団体との連携による男女の出会いの場の創出などの結婚支援、子どもを安心して産み育てることができるように、子育ての不安解消軽減のための相談体制の強化などによる子育て環境の充実、未来を担う子どもたちが基本的な生活習慣や社会ルール、自尊心や自立心、他人に対する思いやりなどを身に付けるための家庭の教育力を高める家庭教育支援などの充実を推進してまいります。

5項目めの「施策、事業の内容」についての1点目、「子育て世代包括支援センター設置の時期と支援者等の人材育成」についてであります。

子育て相談につきましては、ワンストップですべての支援、対応ができることがベストでありますが、現況におきましては、各課連携しながら総合的に子育て支援に取り組んでいるところであります。

センターの設置時期につきましては未定でありますが、子育て世代に対するサポート体制の 充実は必要でありますので、引き続き今後の検討課題として捉えております。

なお、家庭教育支援員4名が相談等を希望する家庭に訪問し、子育ての相談及び情報提供を 行っておりますが、相談内容の多様化に対応するため、研修に参加するなど資質の向上に努め ております。

2点目の「不妊治療に係る町の支援と相談体制」につきましては、少子化が進んでいる中で

出産を希望しても不妊治療を断念する理由に経済的負担があげられていることから、特定不妊治療費の一部を助成することで経済的負担の軽減を図ることをねらいとして28年度より実施する考えであります。また、治療費の助成を行うことで、これまで無かった不妊に悩む方に対しまして、その方の気持ちに沿った相談を行っていく考えであります。

3点目の「NPO法人との連携による地域子育て力の強化策と施設の現況」につきましては、 子育て力の強化には、行政、家庭、地域、学校、関係団体等が相互に連携していくことが求められます。その中において、子育て支援NPO法人に対しましては、ファミリーサポート事業 運営の強化として、多様化する住民ニーズにきめ細かく対応するため意見交換を定期的に行い、 事業実施についての提案を行うなどの支援を引き続き行ってまいります。また、白老町子育て ふれあいセンターは、施設自体は老朽化しておりますが、修繕等で対応している状況であります。

4点目の「病児・病後児保育の利用状況」につきましては、子どもが軽度の病気になったときの預かり事業は従前から実施しておりますが、利用者負担が高額になることから、利用実績はほとんどない状況でしたが、27年度より利用料の半額助成を開始したことにより、26年度は18件だった利用件数が27年度は1月末までの10カ月で36件の利用があり、倍増している状況であります。

5点目の「保育料の軽減」につきましては、28年度より、年収360万円未満相当の世帯については、現行制度で1号認定者については小学校3年生まで、2・3号認定者については小学校就学前までとされている多子世帯に係る年齢制限を撤廃し、保護者と生計を一にする未成年のうち、第2子であれば半額、第3子であれば無償とすること、また、ひとり親世帯等については1,000円の軽減措置に加え、第1子は半額、第2子以降は無償とする軽減策を実施いたします。

〇議長(山本浩平君) 5番、吉田和子議員。

[5番 吉田和子君登壇]

○5番(吉田和子君) 5番、吉田です。子育て支援事業計画は今日まで作成されてきた計画を前身として複数、本当に私議員なった頃から少子化対策のいろんなエンゼルプランとかいろんな計画がありましたけれども、それを前身として最終的に抜本的な制度改革と財源の確保を目指し、社会保障と税の一体改革法案での子ども・子育て3法として2年余りの集中的な議論を重ねて新制度のスタートを切りました。まだ1年はたっておりませんけれども、全ての子供に良質な発達環境を社会全体で支援するものであり、着実な身のある実行主体としての自治体の姿勢が今問われております。その中で、答弁では1年ごとにきちっと検証していくということなのですが、このPDCAの中で私一番大事なのは、計画というのは先ほど言いましたように良質な環境をつくるということが大きな目的だというふうに書いております。私もそうだと思います。そのためにはもう計画はつくりました。それを実行しております。事業評価をすると言っていました。その中で事業の改善が必要なもの、結果に基づいたまた行動計画、実行計画をつくっていく、有効性、実効性をきちっと調べていく、そういったことが今後の計画の見直しの中でこれは1年ごとにきちっとやっていくべきだというふうに言われているのですが、

その点どうでしょうか。

〇議長(山本浩平君) 下河子ども課長。

〇子ども課長(下河勇生君) 白老町子ども・子育て支援事業計画は、今、吉田議員が言われました子供が健やかに育つということで子育て支援への総合的な計画でございます。この計画は27年から31年までの5年間で31年度に進捗状況を点検する計画となっております。まだ1年経過しておりませんので、評価という形にはまだなっておりません。評価の中で問題が出てくると思います。そのPDCAということで、プラン・ドゥ・チェック・アクションということとなるかと思います。27年に計画ができましたので実施、今月が終わりますとチェックそして、アクションということで行動を見直しを進めてという形になると思いますけども。その中で問題などが出てくれば見直しといいますか、次に繋げていくような形で進めていきたいと考えております。

〇議長(山本浩平君) 5番、吉田和子議員。

[5番 吉田和子君登壇]

○5番(吉田和子君) 5番、吉田です。ちょっと前後するので申しわけないのですが、町がどのようなサービスを実施しているか、周知の方法が大変重要であるというふうに考えます。 その中で今回の補正にありましたハンドブック、これを配布すると先ほどもありましたけれども、この時期今予算になりましたので4月からやっていくのかどうか、その他の手法何かやられているか、その辺をお伺いいたします。

〇議長(山本浩平君) 下河子ども課長。

〇子ども課長(下河勇生君) 補正で子育てガイドブックのほうを作成ということで、以前あげさせていただきました。今月の末にイベントがあるということで、そこに合わせてガイドブックができる予定です。2,000部でカラーで40ページのA4判のもので、ちょっと簡単に折れ曲がったりしないようなものですから、これをまず配っていくということで皆さんに制度とかを周知をしていきたいと思っております。あともう1つ、ホームページとかで掲げることも進めていきたいと考えております。

〇議長(山本浩平君) 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番(吉田和子君) 5番、吉田です。こういうふうに専門のNPOを早くから立ち上げて子育てにかかわっている方のお話なのですが、ハンドブックを配布する、これはどこの市町村もほとんどやるようになっている。子育て支援にかかわっている現場の声として、子育て真っ最中の親が、先ほど40ページと言っていました、そういう配布物を熟読し理解していないというのです。わからないというのです。まして困窮度の高い親ほど自分の生活がいっぱいで支援施策にたどり着きにくいのだと。そして行政の相談機関をさまようようなことが多く起きていると。子育てをされている最中の若いお母さん方、前に広報でアンケート調査したことがあるのですが、若いお母さん、お父さん方はほとんど読んでいません。ですからそういったことを考えると、必ずこういったものを配るというのが今までの慣例的なもので行なわれてきました。

このことに効果が出ていないという、そういう現場の声があるのです。こういうことに対して 今後どういうような手を打っていこうというふうにお考えになりますか。

〇議長(山本浩平君) 下河子ども課長。

〇子ども課長(下河勇生君) 今、吉田議員も言われました、なかなか理解されない方にどのように伝えていくかということになろうかと思いますけど。まず先ほど言いました、そのハンドブックを保育園等も含めまして配っていきたいと思っております。その中で伝わらないところがあれば、いろいろな手法を考えていきたいと思っています。今この場ですぐどうするかという形はなかなか思い浮かばない部分もありますので、そこは今後考えていきたいと思っております。

〇議長(山本浩平君) 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番(吉田和子君) そういった方々に対応する方法をこれからまた伺ってきたいというふうに思います。

白老町人口ビジョン創生総合戦略から、5年計画の中の柱4で結婚・出産・子育てが誇れる地域づくりを国の少子化対策大綱の重点課題として策定したはずです。財源として地方創生加速化交付金が充てられています。そこで1点目、総合戦略の中で5つの柱全てそうですが柱4にもあります。重点プロジェクトとして、「子育てタウンしらおい」はいつどのような形で立ち上げるのか、また、子ども・子育て支援事業計画の先ほど言っていますけども、これが計画でこれに基づいてそれぞれの課で分担をしてやっているという答弁がありましたけれども、今せっかく子ども課が町長部局の健康福祉課と一緒になる、私は子ども課があったときに保健師さんを1人配置したらどうだという話もしたことがあるのです。それぐらい広範囲な悩みを持っている方がいっぱいいるということで言ったことがあるのですが、なかなかそうはいかなかった。それが今すっぽり動いて健康福祉課と一緒になった。そのときに、この総合戦略の中でほとんど新計画に書かれていることが全てそれは実行していくものだというふうに先ほど答弁にありました。その中で、この重点プロジェクトというのはどういう立場でやっていくのか。これはいつつくられるのか。これが中心に私はなっていくのかなというふうに思っていたのですが、その辺答弁をお願いいたします。

〇議長(山本浩平君) 高橋企画課長。

○企画課長(高橋裕明君) 総合戦略における重点プロジェクトの位置づけですが、今この総合戦略の構成として言われているのは第4分野になりますけども、結婚・出産・子育てが誇れる地域づくりという柱のところでございます。そこに各施策がありまして、その取り組みも詳細に書かれておりまして、これで項目がたくさんあります。その中で特に「子育てタウンしらおい」ということを目指して推進していこうということで、この分野においてはそれを中心的な課題というふうに捉えて表現しているものでありまして、これは既に「子育てタウンしらおい」ということを目指しまして、27年度からの実施になっておりますので先ほどもおっしゃいました、この交付金を使って今回の3月25、26日にこういう「子育てタウンしらおい」のイベ

ントを行います。その中で、それを行うにあたって行政だけではなくて、民間でこれまで何十年も取り組んできた団体、サークルも含めて、実はそういうサークルは余り深い交流がないのです。こういうことをとおしてお互いが知り、今後の協力にも繋がっていくだろうということで、今までもずっとやられてきたのですが、これからはそういうものを目指すためのキックオフイベントとして3月にやると。この柱の4については、重点を「子育てタウンしらおい」というものを目指してやっていこうということで特化した形になっております。

〇議長(山本浩平君) 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番(吉田和子君) 27年度中につくるということでしたので、私は当然だと思うのです。子ども・子育て支援事業計画とそれから総合計画もあります。そしてこの総合戦略があります。そういったものが合体したときに、これからプロジェクトをつくるといったときに、今課長がおしゃったように全てを網羅したプロジェクトというのは、普通一つの大きな事業を展開するときに中心になってどう進めていくかとやるのが私はプロジェクトだと思っていましたので、項目からいくと1番最後になっていたのでこれ変ではないかと、これをもっと前にもってきてこれをやってほかの事業も全部の5つの柱全部そうですよね。プロジェクトつくるようになっていますよね。それに担当する課も全部ここに書かれています。親睦を図るために25、26日でやるということなのですが、私はこのプロジェクトをつくったときに、今、子ども課が健康福祉課に移ると、そして総合的な対策を今後やっていくといったときに、私は包括支援センターの設置が急がれないと、プロジェクトがどこをとおしてそういうことを今度皆さんにきちっと町内の皆さんに情報、計画の実効性、そういったもの進めていくのかということがどうしても見えてこないのです。どこに聞けばいいの。私自身ももしこれ相談されたらどこにいけばいいのという感覚になっちゃうのです。ですから、そういったきちっとした組織機構をつくってやっていくことが今大事ではないかと思うのですが、その辺のお考えを伺います。

〇議長(山本浩平君) 下河子ども課長。

〇子ども課長(下河勇生君) 子育て世代包括支援センターの関係かと思います。今回は子ども課が健康福祉課のほうにいくということで、子育て支援室ということになりす。これは児童福祉にどちらかというと寄った形になるかと思いますので、包括支援センターのほうは利用者支援ということです。母子保健型といわれるところだと思います。健康福祉課にいくということは健康福祉課が母子保健担当しております。普段から連携はとっているのですけど、同じ施設の中に入りますので、そのセンターと基本的に似たような仕組みになるのではないかなと考えております。例えば乳児健診等とかあった場合、そのまま子育て支援する側にくるとかということもありますので、センターというのはちょっとまだ立ち上がる形にはならないと思うのですけど、全体として支援というところにはなったのかなと考えております。

〇議長(山本浩平君) 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

〇5番(吉田和子君) 簡単に言えば連携を取りやすくするために移動するということですか。

私は移動することで総合的な支援サービスをさらに重みを増して深みを増していくものだというふうに捉えてたのです。ですから、子ども課長が今度健康福祉課のほうに移っていくということのその思いというのを、本当にいろんな複雑な思いもあると思うのです。わからないですけど。喜んでいかれるのか悲しんでいかれるのかわからないですけど。本当にそういうふうに移動しなければならないという、機構改革だとはいえ今は子ども課長として自分たちも計画をつくってやっていたわけですよ。それが健康福祉課と一緒になってそれが悪いとは言っていません。ましてや総合戦略が入ってきた、そして今プロジェクトもつくられるよと言ったときに、課長はどこへいけばいいのか迷いませんか。

- 〇議長(山本浩平君) 下河子ども課長。
- **〇子ども課長(下河勇生君)** 迷わないのかということなのですが、今回の組織のほうで中で分かれていくというふうになっているものですから、逆に言いますと頑張ってやれというところもあるのかなと思っていますので、もちろんそこは力を入れてやっていくというのが私の考えでございます。
- **〇議長(山本浩平君)** 5番、吉田和子議員。

[5番 吉田和子君登壇]

5番、吉田です。中に入ったからいじめられるとは思ってまいせんけ 〇5番(吉田和子君) ども、自分たちもしっかりとした計画を2年もかけてつくったものもを持っていたり、それぞ れの計画も持って入っていってるわけですから、しっかりと力を発揮して連携をとって本当に そのことが成功だったと言えるようにしていただきたいというふうに思います。先ほど答弁の 中で子育てタウンの下のほうに、多様化する町民ニーズに応えるために、家庭を訪問する支援 員を4人設置しているという話がありましたね。このことなのですが、利用者にサービスの周 知を図る、このことも大きな役目ではないかと私は思っています。その支援員。安全な環境づ くり、相談の支援体制づくりとしてネウボラというのがあるのです。これはフィンランドの子 育て支援です。今日本の国では、日本版ネウボラというのをつくっています。それは妊娠から 子育てまで切れ目なくワンストップで支援するシステムです。そこに子育て包括支援センター、 そして子育てセンターとか相談の場所を保育所に専門の支援員を置いていく、そういう体制づ くりを今進めています。千歳はこういう中にコーディネーターをつくり、そしてコンシェルジ ュもつくって、そして今スタートしようとしています。苫小牧も今子育ての支援の支援員のセ ンターをつくるというふうになっています。私はそういった体制をきちっとつくっていくとい うことが必要だと思うのです。そして、先ほど言ってましたように、その支援員というのは保 育士さんとか保健師さんがなれればいいですけど、今保健師さんも大変人数的には忙しくて高 齢者のほうのかかわりもありますので、なかなか子供の部分に2人回しますよとか、そういっ たことにはならないと思うのですね。そういうことから考えると、ファミリーサポートセンタ ーに子育てを応援しようという子育てを終わった方々がたくさんいます。そういった方々に、 強化をするというのであればきちっと講習を受けていただいて、訪問型保育ママとか先ほども 言いましたようにコンシェルジュ、コーディネーター。コンシェルジュは相談をしたり保育所

に行って、来ているお母さんの様子とか子供の様子を見て心配だったら家庭を訪問するとか、それから子育てプランをするコーディネーターというのは、2人目どうしようか、今の状態で産んで大丈夫なのか、結構悩んでいるお母さんがいるというのです。そういった方々に、あなたの生活はどうなの、どうなっているの、今はちょっと無理だけど、このあとだったらいいのではないとか、そういうふうな子育ての計画をつくっていく。そういう支援員を今後つくっていかないと、今まで少子化対策いっぱいやってきましたがふえていません。だからそういったことからいくと、こういう支援体制、支援員をしっかりつくって、そして包括支援センター、それから子育て支援センター、そういったものと連携をしていく、そういうことが、その中心にプロジェクトがあって、民間をも含めて円滑にことが進むようにしていくということが大事ではないかと思いますけど、その辺のお考えを伺います。

〇議長(山本浩平君) 下河子ども課長。

〇子ども課長(下河勇生君) 今行っています訪問型家庭教育支援チームの業務は、どちらかという相談ということで、例えば乳児健診のときに繋がって、相談が必要である家庭に入って支援しているという状況でございます。今、吉田議員がおっしゃられた利用者支援の部分でコンシェルジュという話ですから、これは資格というか北海道の講習を受けて支援となるような形になると思います。ここは今後考えていきたいなというところではあります。ただ、まず先にそれが必要なのか、今現況の中でどこが足りないのかというのを検証していきながら考えていきたいなと思っております。

〇議長(山本浩平君) 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

〇5番(吉田和子君) 5番、吉田です。保育士と保健師さんに余裕があるのであればその方 たちなっていただくのが1番最高だと私は思っています。ただ、今保育所も人材不足、保健師 もいろんなことがあってなかなかいらっしゃらないことが多いのですよ。そういったことから 考えると、専任に子育て支援にかかわれるかどうかということがすごく疑問なんです。そうい うことから考えると、私は今後早急にそういったことの体制にファミリーサポートセンターの 方たちも参加する、また、子育てを終えて何かをしたいと思っている方々に参加をしていただ くということを今後やっていくべきというふうに考えます。第4の柱の基本目標31年までに年 100人で500人の目標を立ててます。それから32年まで合計特殊出生率1.4にしていく、今24年で 1.27です。町長、道は今1.8に向けて向かっているのですよ。そして、24年で1.27です。白老も 余り北海道と変わりませんと言うけど、白老はだんだん落ちていってるのです。ほかは少しず つ上がっていってるのです。25年、26年、27年の子供の出生数かなり少なくなっているはずで す。ですから、ここで書かれている特殊出生率の1.27というのは、私は下がっているというふ うに思います。それを32年までに1.4人にもっていくという、こういう目標だからできなかった らそれはそれでいいのだということで私はないと思います。目標というのはやるべきことをや って、その目標を達成するために皆さんが動くのだと思うのです。そういうことから考えると、 町長、道は子育て関連予算として15年度の6倍を持っているのです、今回。近隣自治体も首長

ほとんど子育で支援事業に充てると力点を置いています。そして、子育で支援体制の仕掛けをしているということなのです。前に私質問したときに保育料を無料にするとか、そういったことで子供がふえるのだろうかと町長の答弁を聞いたことがあります。私もそれだけではだめだというふうに思っています。今の子育でのまちづくり、いろいろ工夫をしているまちがたくさんあります。子供がふえているところもあります。この子育で支援というのは、総合戦略もそうですけど、実行責任者と権限は基礎自治体に託されています。子育でするなら我がまち、我が市、我が村でというキャッチコピーが展開されてもうかなり経ちます。その真価が問われるのまさに今だというのです。その少子化が深刻化している今日、地域住民のニーズをいかにきめ細やかに把握し、フットワーク軽く機敏な対策を打てるかによって自治体の存亡はかかってくるというのです。そうだと思うのです。国の象徴空間ができる、でも町民はいなかったと、後ろを振り返ったら。そういうことでは困ると思うのです。でも、子育でするなら白老に来てくださいという町長の思いどうですか。伺いたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 戸田町長。

[5番 吉田和子君登壇]

○町長(戸田安彦君) 子育てに関係して、私も教育のまち白老をつくるというふうに明言もしておりますし、その思いは今でも変わっていないですし、その事業はやっているつもりであります。この出生率もそうなのですが、やっぱり出生率を上げるためには環境等々もそういうのも大事なのですが、やはり若い方々がここに来ていただけなければ、子供を産む世代が来ていただけなければならないことを考えますと、雇用の確保というのは本当に必要だなと思っておりますので、そちらも合わせて子育ての環境と教育の環境、そして雇用の環境も一緒につくっていかなければならないと考えております

〇議長(山本浩平君) 5番、吉田和子議員。

[5番 吉田和子君登壇]

○5番(吉田和子君) 5番、吉田です。わかりました。全課一緒になって本当にこの少子化対策のために何をすべきなのかということを検討しながら、本当に地道にPDCAをやりながら、本当に必要なものはなにかということ拾い上げながらやっていただきたいというふうに思います。

次にいきたいと思います。不妊治療について伺います。白老町はことしから、何回か訴えてきましたけども、ごめんなさい、ようやく、ほかの市町村も早いわけでありませんので、でも本当にやっていただけるようになって大変私も感謝の思いでいっぱいでありますが、国内の6組に1組が受けていると。また、晩婚化により不妊の期間を2年から1年に国はしました。国内の体外また顕微授精の治療は37万件になっているといわれています。4万2,554人の出生数となっています。出生率は30代で20.3%、35歳で17.2%、40歳で8%、45歳以上になると1%に満たないというのです。これが実施結果です。今回、不妊治療の助成が拡充されました。そこで、何点か伺いたいと思います。不妊治療に関する助成事業の情報周知、これはなかなか難しいと思うのです。個人的に産婦人科のほうに通いますので、なかなか難しいと思いますが、町

としてその周知方法、それから予算60万円になっていますけれども、治療している方が多くなったときには、そのときは財源をまた補正なりするつもりがあるのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

- **〇議長(山本浩平君)** 長澤健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(長澤敏博君) 特定不妊治療費の助成は平成28年度から予算を計上させていただいております。今回、国の27年度の補正予算、それと28年度の予算のほうに、この特定不妊治療の拡大が計上されております。その中身を町民の皆さんに周知する方法、なかなか私も難しいと思います。これはやっぱり今まで確かに答弁の中に、今までやはり相談がほとんどなかった中身でございます。これで助成につきましては、周知をしたいと思っておりますので、その際いろいろ相談来る方につきましては、当然ご本人もいろいろな情報収集しているかと思いますが、うちのほうでもそういう拡大がありますとか、そういうような形でお話をさせていただきたいと思っております。今回、金額で60万円の計上をさせていただいております。実際にどのぐらい来るかというのがうちも全く予想つかない中で、おおむねという形で予算を計上させていただきました。これにつきましては、件数等が増加するような形がもし出てくれば、財政当局と協議いたしまして補正を原課としては考えていきたいなというふうには思っております。
- **〇議長(山本浩平君)** 5番、吉田和子議員。

[5番 吉田和子君登壇]

○5番(吉田和子君) 5番、吉田です。個人的なものは病院に直接行かれるので、白老町も不妊治療の助成の上乗せをしていますよということを病院に通知するということはできないのかどうなのか。どこの病院へ行っているのかわからないのですけど、産婦人科の近隣の病院に、きちっとやっていますので、わからない方は白老町のほうにも申し出るようにしてくださいというような手を打つことも私は大事ではないかというふうに思います。それともう1点、町は女性の体外受精と顕微受精の料金を補助しています。ことしから男性にも原因があることが多いということで、男性にも初回に限り精子回収をして調べるということで、これに30万円から50万円かかるのです。私もちょっとびっくりしたのですけど。夫婦で受けることが理想的なのですが、2人で受けると100万円近くなってしまうのです、一回にもしかしたら。そういったことから、町は今回女性だけだと思うのですけど、男性に対してのこの1回だけなのですけど、上乗せする考えはないかどうか。

- **〇議長(山本浩平君)** 長澤健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(長澤敏博君)** まず1点目の医療機関への周知という形で、うちのほうも医療機関へのお話というのはさせていただきたいと思っております。原則うちのほうで助成する対象の方は道のほうの補助を受けている方という条件をつけさせていただいておりますので、そういう形で指定されている医療機関、そういうところへの周知を図っていきたいというふうに考えてございます。今回男性の不妊治療の助成ということで、今回の国の補正予算等の中身といたしましては、まず女性のそちらの方につきましては初回の治療に限り今まで15万円だっ

たものが30万円に拡大されました。先ほど吉田議員のほうからお話がありました、不妊の原因 が男性にある場合、こちらにつきましても精子の回収を目的といたしました、手術療法などを 実施した場合につきましては、奥様のほうの不妊治療費の助成に15万円を限度にして上乗せ助 成されるということで道のほうの助成があります。これについて男性のほうは町はどう考えて いるかということなのですが、差し当たって今年度から女性の助成を予算計上させていただき ました。ご主人のほうのお話というところまでが今回、国の補正予算の中で初めて出てきた内 容になるものですから、うちのほうとしては全く検討はしていなかった状況でございます。今 後こういう話がいろいろまだ多分出てくると思いますので、そういう時点でいろいろもし助成 ができるものがあるのであれば検討していきたいと思っております。また、先ほどの助成の拡 大のほか、情報といたしまして北海道の単独事業といたしまして、通算助成回数がこれまで6 回だったのですが、それは夫婦ごとで通算6回となっていました。今度この通算助成回数を夫 婦ごとではなく、28年度から子供ごとにそれぞれ助成するという予定であるという情報があり ました。ちょっとこの言い方がちょっと難しいのですが、例題でちょっとお時間いただければ と思うのですけども。40歳未満の方が6回のうち4回目で妊娠したということであれば、第2 子以降につきましては残り2回分がこれまでの助成対象でした。今後はこの第2子以降も6回 まで助成が受けられると、これは道の単独事業。ですから、4回で妊娠した残りの第2子以降 は6回なのですが、2回分は国からの補助を受けた2回分、4回分が道の単独事業。だから、 子供ごとに6回受けられると。対象年齢は43歳未満なのですよ。40歳未満は通算6回、40歳か ら43歳未満が通算3回までということになっております。ちょっと長くなって申しわけありま せん。

〇議長(山本浩平君) 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番(吉田和子君) 5番、吉田です。白老町も一人一人にならないのでしょうか。その点 伺いたいと思います。それからもう1つ、相談体制の1つとして治療をいつやめるかというの が大きな問題なのです。先ほど言いましたように、成功率が本当に下がってしまうのです。そういったことで、ただ、妊婦にとっては大変苦しい思いをして、お金をかけて、今やめたら、でもこの次やったらできるのではないかとそういうすごい自分を責めてしまうのです、女性と いうのは。特に両親だとかおしゅうとさんから言われたりすると大変苦しい思いをして、やめ どきというのが大変必要なのです。ですから、その不妊治療を受けて、何が目的なのか、女性 としてきちっと生きることも目的の1つなんだということもきちっと相談に乗ってあげるということが今後必要なってくるのではないかというふうに思うのです。相談にくればの話だと思うのですが。そういったことで悩んでいる方に出会ったときに、その助成するときにでもいいですから、そういったお話の中で最悪もし諦めるときがきたときには、養子制度とか里親制度もあるんだよということもきちっと情報として提供するという、そういう相談体制も必要なんじゃないかと。この子供の不妊治療をしてできなかったお母さんのグループがあるのです。そこの代表の方は本当にそこから司法書士になったりだとか、違う生きがいを見つけてやってい

るお母さん方がたくさんやっぱり激励を受けているのだそうです。そういうことからいくと、 やっぱりそのできなかったお母さん方へのための、やめどきとその次の支援体制をしっかりや るべきと思いますが、その辺のお考えを伺います。

〇議長(山本浩平君) 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長(長澤敏博君) まず1点目、一人一人ということではならないかということで今のところは考えてはおりません。相談体制の関係なのですが、先ほど答弁もさせていただいた中身で、今までほとんどこの不妊治療に関する相談というのはありませんでした。ですから、今後この助成制度を白老町もやることによってどのような相談がくるかというのが全くわからない状況です。吉田議員からお話のあるやめどきということと、あと、その他のお子様のお話もありました養子制度とか里親制度。そのようなお話をいつの段階でするかというのが非常に当方としても難しい状況だと思います。ですから、その相談者個々の中でいろいろな状況に合った相談をその人の気持ちに沿った形でやっていきたいというふうに思っております。ですから、その人がくることを願ってうちのほうは待っていこうというふうに思っております。

〇議長(山本浩平君) 5番、吉田和子議員。

[5番 吉田和子君登壇]

次に行きたいと思います。病児・病後児保育について伺います。保育 〇5番(吉田和子君) 所に子供を預け働いていて、病気のため休暇を使いこなしたりとか、職場を変えられたりとか、 有給がなくなったりとか、責任者を解かれたりとか、本当にワークライフバランスの実現のた めには、この病児・病後児保育の預けられる受け皿が大変必要だといわれています。白老町は ファミリーサポートセンターに委託して訪問型としています。このことで、今後やはり日本で 多いのは施設型なのですよ、訪問型ではないのですよ。私は、いつもこの質問をするときいう のですが、子供の具合が悪いときくらいお母さん休むのは当たり前だというふうに私は思って います。ただ潜伏期間があるので、熱も下がったのだけど休ませないとならないというときも あると思うのです。そういう対応が特に必要だと思うのですが、全国で14年度で1,271カ所預け 先があるのです。57万人が利用しているということなのです。白老町も訪問型ですけれども人 数はふえております。そして、訪問型というのは全国で5カ所なのですよ。ですから、いかに その施設型が大事だということを私は思っています。国は19年度までに年間150万人の目標拡大 を掲げて、15年度は経営の安定化のために利用数にかかわらず、具合悪いときだけ来られてあ とはいないというのは大変なのですよね、預かる側としては、基本分補助単価を倍増するとい うふうにいっているのです。そして、16年度は必要な施設の整備を補助するとしています。ま た、体調の悪くなった子供を保育所から施設まで看護師が送迎したり、見る方が送迎したりす る費用も助成するというふうに国がいってるいるのです。そういうことから、私は白老町はぜ ひ手を挙げて、場所はファミリーサポートセンターでもいいと思います。でも、先ほど答弁が ありましたように老朽化で狭隘です。冬は本当に寒いです。修繕しながらやっていく状況でな いというふうに私は今捉えています。子供たちを預かる場所です。そういったことから考える と、こういった整備費が出るときにそういったものに手を挙げて、少し一般財源とかから出さ

ないとならなくなるかもしれませんが、総合戦略の中でもし使えるものがあるのであれば、それと同時に使ってきちっとした施設にしていく、預かりができる施設にしていくべきではないかな、そのように感じるのです。行ってみたことありますか。本当に狭いですし、寒いです。そういったことを改善していく必要があると思いますが、お考えを伺いたいと思います。

- 〇議長(山本浩平君) 下河子ども課長。
- **〇子ども課長(下河勇生君)** 病児・病後児の関係です。現在、先ほど言いました訪問型という形です。やはり施設となりますと本当にどこに拠点を置くのかと、あそこもどうするかという、ちょっと状況もありますので、これは必要性も含めて考えていきたいなと思っております。 今すぐできるかというとなかなかすぐは思い浮かばない部分があります。先ほど議員もお話しされたお金が出るときというのありもますので、これは考えていきたいと思っております。
- **〇議長(山本浩平君)** 5番、吉田和子議員。

[5番 吉田和子君登壇]

- **○5番(吉田和子君)** 補助が出るときに大きく見直していくということで必要だと思います。 それから保育料のほうの関係は、さきの議員も質問しましたので結構です。ただ1つだけお伺いしたいと思います。私、去年の12月に質問してるのですが、新制度に変わって、多子世帯の保育料の増額の対応策、昨年27年度は白老町は対応いたしますということだったのですが、多子世帯がいろんな扶養控除とかいろんなものが下がりますので、多子世帯の保育料が上がるということがあったのですが、28年度については検討中であるということでしたが結論は出ましたでしょうか。もう受付をしていると思うのですが、どうでしょうか。
- **〇議長(山本浩平君)** 下河子ども課長。
- **〇子ども課長(下河勇生君)** 年少控除の関係かと思います。これは引き続き多子世帯、今回 軽減ありますので、これは継続していきたいと思っております。
- **〇議長(山本浩平君)** 5番、吉田和子議員。

[5番 吉田和子君登壇]

- **○5番(吉田和子君)** 最後ですので町長にちょっと伺いたいと思います。先ほどファミリーサポートセンターのお話がありました。町長も行ってごらんになったことがあると思いますけれども、私は白老町の今子育ての本当に中心的な大きなNPOの法人であるというふうに考えています。今の場所を修繕して使っていくことが効果的なのか、それとも使わなくなった施設を提供して、少し改築をして手を加えたりして病児・病後児保育をやるのにお金は出るわけですから、そういったものを活用してほかの場所へ移す必要性が近々に私は出てくるというふうに感じるのですが、その辺のお考えを伺います。
- 〇議長(山本浩平君) 戸田町長。
- **〇町長(戸田安彦君)** このファミリーサポートセンターの役割と、今のまちにとっての協力 的に寄与していただいているのは重々承知しております。もっともっとニーズがふえていくと 思いますので、それと施設の問題はかけはなせないと思っております。今のところは冬は非常 にストーブを焚いていても寒い思いをして頑張っていただいているのですが、ここ結論は出て

いないのですが、いつも協議をさせていただいて、どこにどういう、新しく建てるというのはなかなか難しいと思いますので、ある程度の広さとかもないとだめだと思いますので、これをどこが公共施設で使えないかとか、それと合わせて高齢者大学の建物もかなり古いので、もしよければ高齢者の方々とそこに小さな子供たちも一緒に出入りできるという施設が理想だなというのは考えてはいるのですが、それ今学校の統廃合も今ありますので、それも含めて考えてはいきたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番(吉田和子君) 1つ言うの忘れたのですが、ファミリーサポートセンターは老朽化しているのですが、環境はすごくいいのです。周りの環境、自然を生かした活動が大変大きいのです。ですから、やはり今後移動するにしても自然も兼ね備えたような場所があれば、私は理想的だなというふうに考えております。

次にいきたいと思います。

2項目め、白老町の介護対策について伺います。

- (1) 白老町に設置されている高齢者虐待防止ネットワークの現在の活動状況と白老町の高齢 者虐待の状況について伺います。
- (2)介護職員の待遇改善、人材育成、質の向上と在宅介護者へのケアの状況と課題、今後の 取り組みの考え方について伺います。
- (3)国が27年1月に策定した認知症施策推進総合戦略「新オレンジプラン」で認知症の人、家族を細かく支える施策が盛り込まれたが、白老町で取り組んできたことについて伺います。
- (4)認知症の人の在宅生活を孤立させない観点から、交流の場として「認知症カフェ」の設置を進めるとしているが、いつ頃、どのような運営で実施されるのか伺います。
- 〇議長(山本浩平君) 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

〇町長(戸田安彦君) 「白老町の介護対策」についてのご質問であります。

1項目めの「高齢者虐待防止ネットワークの活動状況と高齢者虐待の状況」についてであります。

平成18年度に設置した各行政機関、民間団体等で構成する高齢者虐待ネットワークの活動では、年1回の会議と講演会を開催し、高齢者虐待の予防対策、早期発見、早期対応及び再発防止対策などの情報交換や共通認識を深め連携を図っているところであります。

また、高齢者虐待の状況では、養護者による虐待件数は、26年度で6件、27年度11月末で4件ありますが、最近の傾向は複雑な問題を抱えているケースが増えており、既に終結した一部を除き、現在継続し地域包括支援センターで対応しているところであります。

なお、介護保険施設等の施設従事者による虐待通報は現在のところない状況であります。

2項目めの「介護職員の処遇改善、人材育成、質の向上と在宅介護者へのケアの状況と課題、 今後の取り組み」についてであります。 27年4月に改正された処遇改善加算を取得している事業所では、介護従事者の役職や勤務年数などに応じて処遇改善は適切に反映されており、全ての事業所において人材育成のための研修会等により質向上の取り組みを実施しているところです。

また、在宅介護者へのケアでは、地域包括支援センターにおいて随時窓口相談と出張相談窓口の開設、他には介護保険サービスを受けずに在宅で要介護認定者の介護を行っている家族に対して家族介護慰労事業を実施しております。特に認知症の人を介護している方の支援を今後の課題としてとらえ、28年度には認知症初期集中支援チームの設置と認知症ケアパスの策定に向け準備を進めていく考えであります。

3項目めの「認知症の人、家族を支える施策の取り組み」についてであります。

本町では、認知症について正しい知識を学び、認知症の人や家族を地域で支えることを目的とした「認知症サポーター養成講座」の開催や認知症グループホーム連絡会と連携した「徘回高齢者等捜索模擬訓練」の実施、また、外出時に認知症の方を介護している方への誤解や偏見を防ぐため「介護マーク」配布事業を行っております。

さらに社会福祉協議会では、認知症の人を支える家族のための集いや介護者リフレッシュ事業も実施しているところであります。

4項目めの「認知症カフェの設置」についてであります。

国の新オレンジプランでは「認知症の人の介護者への支援」としての認知症カフェや「認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進」としてのサロン設置が位置づけられております。

そうしたことから本町では、28年度においてお互いを理解し合う認知症カフェや認知症の方やその家族、高齢者、地域住民の方など誰でも交流できるサロンを開設する考えでおります。

〇議長(山本浩平君) 5番、吉田和子議員。

[5番 吉田和子君登壇]

○5番(吉田和子君) 5番、吉田です。高齢者介護虐待ネットワークというのは本当に白老町は他町村に比べてかなり早く設置されて、本当にいろんな形で活動されていると思います。高齢者虐待の予防対策ということなのですが、何点か予防対策で伺います。これがネットワークだけでできるかどうかというのはちょっと疑問もあるのですが、その点について伺いたいと思います。職員の虐待がゼロということがありました。この間の東京でしたか、投げ落として3人の方を殺したという事件がありました。高齢者の方々、みんな口々に施設に入ったら安心できるかと思ったら、施設に入ったら殺されるかもしれないのだねという話になっております。私はそんな介護であってはいけないというふうに思いますので、何点か伺いたいと思います。国の確認件数というのがあるのですが、2014年で35.75%増の300件、だから虐待の件数として見えてるの少ないなと私は思って、道内では25件だと。ただ、2年間で倍増しているということなのです。被害者の約8割が認知症の方だというのです。自ら訴えるすべを知らない、そういう方たちだというのです。ですから、こういったことで、どうあるべきかということをまず質問したいと思います。施設内の虐待は表面化しにくいというふうにいわれています。内部通

報の義務があります。その通報者の保護規定もあります。しかし、内部通告というのはなかなかしづらいのではないかというふうに捉えていますが、その辺どのようにお考えになっているか。それから、施設によって指定権者が違いますね。ただ、その違う指定権者が立ち入り検査をする義務というのはないのか、施設に対して。その辺はどうなのでしょうか。

〇議長(山本浩平君) 田尻高齢者介護課長。

〇高齢者介護課長(田尻康子君) 白老町での虐待件数の関係でございますが、今全国的にや はり認知症の高齢者の方が増加しているということで、やはり本町でも高齢者虐待と虐待され てる側が認知症疾患の方がほとんどございます。それで特にここ2、3年の間、平成18年4月 1日に国のほうでは高齢者虐待防止法というのを施行した関係で、本町では通報された場合に つきましては、まず認知症かどうかということを判定していくわけなのですが、判定した件数 が先ほど町長のほうで答弁したとおりでございます。特に施設の中の施設職員の虐待の件数は、 今まで全くない中で内部通告はどうなのでしょうかということですが、ここはなかなか本当に 難しい問題かと思うのです。東京あたりでは、事件が発覚したものはおそらく退職された方、 元そこの施設で勤められた方が、そこの施設の状況を権限のある機関のところに通告している というところかあります。こちらのほうも虐待防止ネットワークにおいて、各施設の職員、専 門職員だとかみえられますので、このあたりはやはり職員の中の教育だとかそういうところを きちっと行ってくださいということはお伝えしております。また立ち入り義務の関係でござい ますけれども、権限のある機関が行うことがまず義務づけられておりますが、町としましては、 地域密着型の認知症グループホーム等は通報を受けたときに立ち入りはすぐ行います。道のほ うの指定権者の部分につきましては、白老町とまたは北海道だとか保健所だとかそういった機 関と合同で立ち入りする形になる考えでございます。

〇議長(山本浩平君) 5番、吉田和子議員。

[5番 吉田和子君登壇]

○5番(吉田和子君) 5番、吉田です。私は白老町はないと思って考えていたので意外だったのですが、訪問ヘルパーは最低限介護職員初任研修が義務づけられていますけれども、施設職員には規定がないというのですね。無資格者が研修も受けない職員としているという場合があるというのですが、まちはそんなことはないと思うのですが、その状況と、それからもう1つ、先ほど研修が大変必要だというふうにおっしゃっていましたけど、若い人30代未満の人の虐待が22%、5人に1人がそういう形になっているというのです。そういうことから考えると、認知症特有の症状に対する知識がないのだというのです。暴れたりするのですよ。なんぼ言っても聞かないのですよ。そういった認知症の知識不足を解消する研修が必要だというにふうにいわれているのですが、その辺はどのように捉えて町として指示していきますか。

〇議長(山本浩平君) 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長(田尻康子君) 介護職員の資格を有しているかどうかというところなのですが、こちらとしてはきちっと把握はしておりませんけれども、まだ資格をお持ちになっていない方も中にはいらっしゃると思います。ただ、ほとんどの事業所は何らかの介護職員の初任

者研修というものを受講されている方を採用しているところがほとんどだというふうに受けとめております。また、町内に若手の職員が現在20代でいきますと19%くらいいらっしゃるのですね。そういったところで、そういった若い方に対する職員研修、特に認知症の研修だけではなくて、いろんなその基礎的なものは学ばなければならないところがございます。そういったところでは町内の事業所がすべて研修を行ってございます。特に新人職員に対しての研修なのですけれども、ベテランの先輩職員から日々の業務の中で行ったりだとか、または特別一定期間設けて指導を行っているというふうに聞いております。町といたしましては、今後のところはなかなかそこら辺の研修を行うということにつきましては、これは事業を行う上で国が定めているところでの位置づけになっておりますので、町としてはちょっと直接新人職員に対しての研修を行うという考えはございません。

〇議長(山本浩平君) 5番、吉田和子議員。

[5番 吉田和子君登壇]

○5番(吉田和子君) 5番、吉田です。苫小牧をはじめ今各地で認知症ケアカフェというのが立ち上げられています。福祉の仕事に携わる人たちが、地域や職場での課題、連携のあり方、入居者、介護者との向き合い方等について情報交換を月1回程度やっているというのです。その中で自分のストレスを解消したりとか、自分はなぜこんなふうになるのだろうとか、自分に間違いがあったのだろうかとか、いろんなすごい勉強になるというですよ。そういったことを今後町として、そういう若い人たちが多い、研修も町は改めてしていませんよということなのですが、そういった介護施設等の連絡協議会とかそういったものがあれば、そういったものを開催していくケアと名付けなくてもいいですから、月1回そういう協議会、連絡協議会みたいな形でやってくいくというお考えはないかどうか伺いたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長(田尻康子君) 町内の施設関係で連絡会があるかといいますと現在ないところございます。ただ認知症のほうのグループホームの関係は、認知症グループホーム連絡会が3年前に立ち上がったところで、1年に2回ぐらい顔を合わせてお互いに情報交換をしているという状況でございます。ただ、やはり行政が主導でということではなくて、このあたりはやはり町内の事業所関係が自主的に立ち上げるべきだというふうに考えております。

〇議長(山本浩平君) 5番、吉田和子議員。

[5番 吉田和子君登壇]

○5番(吉田和子君) 私も何でも町がやるべきではないと思いますけども、提案はできると思いますので、提案をしていっていただきたいというふうに思います。今は施設介護について伺いましたが、今度は家庭内の虐待について伺いたいと思います。約70%が男性による虐待だというのです。総件数は1万6,039件、白老町は30何件で少なかったですけども、それぐらいあるということです。特に男性は近所の交流がない、介護支援として囲い込んでしまう、そういったことがある。今全国的に広がっていますけどケアラーの会というのがあるのですね。そういった方々が社会福祉協議会中心なのですが、2人ぐらいのヘルパーさんが家庭訪問する、単

身世帯とか在宅介護しているところに家庭訪問していく、そして必要とするサービスに繋げていくという。要望があれば定期的に訪問をして、いろんなアドバイスをしていくという事業です。前もケアラーについては質問いたしましたけれども、町としてご検討されましたでしょうか。

〇議長(山本浩平君) 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長(田尻康子君) この栗山町の社会福祉協議会で行っているケアラー事業でございます。これ私も2年前に白老の社会福祉協議会で認知症の家族の集まる集いの会で、代表者の方をお呼びして私も声を聞いております。そこで行っている在宅サポーターということを採用されて、定期的に、ケアラーというと障がい者だとか、障がいの方だとかそういう療育だとか介護、看護している見守りという支援の方たちということだと思いますけれども、町としてはそのあたりはどうなのかというところなのですが、なかなかその町独自で職員がその在宅サポーターとして動くというのは本当に不可能に近い、ほかの業務もございますし。そうすると町でできるものにつきましては、今後、認知症初期集中支援チームというのを設置しますので、そのあたりで特に認知症のある方、問題はやはり認知症を抱えている家族の支援ということを考えたときに、そういったご心配な方はチームを組んで、直接ご自宅に訪問するという形になるかと思います。また、一般の認知症の方だけではなくて、ほかの在宅の介護者に対する支援については、特に認知症以外の方につきましては、ケアマネジャーがご家族とご相談しながら、特に通所、デイサービスで1日ほとんどデイサービスでご利用されてる間にご家族はそこの辺は気休めができますし、またはショートステイをご利用されてそれを進めさせているという状況でございます。

〇議長(山本浩平君) 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番(吉田和子君) 地域とか町でやっているサービスを利用している人は心配ないのです。 入り込んでしまって自分が見ないといけないといって24時間365日見ている人が問題を起こす のです。そういったことをきちっと把握していくということ。社会福祉協議会がやっているの は、そういったところも回って、そして把握してサービスに繋げる、そういったことをやって いるのです。白老町は随時相談窓口と出張窓口のほかに家族介護慰労事業を実施していると。 年1回くらいしかやっていないと思うのですが、そういうのに出ている人はまだいいのです。 1年に1回ででも出ないのですよ。だからそういったところにやっぱりこちら側から入り込ん でいく。私ずっと今まで言ってきてるのですが、町がいろんなことを考えていろんないい方法 を考えるのですけども、やっていますというのですけど、それがきちっと周知されてないとい うことが大きな問題だと思うのです。その辺をしっかり捉えてやっていかないとやったことが 無になってしまうというふうに思うのですが、その点を伺いたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長(田尻康子君) そういうお困りになっている方に対しての相談ということで、なかなか地域包括支援センターの知名度が高まらないという問題があって、27年度では試

験的に出張相談窓口開設して、先日2回目行ったところなのですけれども、なかなかやはり新聞の報道等に載せていただいてPRしているつもりなのですけれども、なかなかやはりまだ試験的なのでこれからなんともちょっと言えないのですが、開催時期だとか、場所だとか、今本当に手探り状態で行っているところでございます。また、やはり吉田議員がおっしゃるとおり本当にその私たちが知り得ない方、介護されている家庭で本当に悩まれている方の救いの道としたら本当に今後どうしたらいいのかというのは、いろいろな方からご意見をお聞きしながら考えていきたいというふうに思っております。

〇議長(山本浩平君) 5番、吉田和子議員。

[5番 吉田和子君登壇]

○5番(吉田和子君) 5番、吉田です。町でやるのは無理があると思います。社会福祉協議会というのは何のためにあるのかということ。デイサービスをやるためにあるわけではないです。町の福祉の向上ために社会福祉協議会があって、本当にその福祉と福祉のすき間で悩んでいるそういう人たちを救いあげていく、そして対応していくのが私は社会福祉協議会の仕事だと思っています。ですから、そういったことをきちっと含めて、相談体制をするということが大きな今後の課題ではないかなというふうに考えます。それともう1つ、24時間365日介護している方が急に見れなくなったり具合悪くなったりしたときに、介護認定を受けていなくても、その施設と町が委託契約を結んで、そこに電話をしたらその具合悪いときは見てもらえますよとか、そういう施設を委託してるというのです。SOS在宅支援サービスというような形でやっているところがあるのですね。ですからこれも検討課題として入れておいていただきたいというふうに思います。

次にいきたいと思います。集中支援チームに関しては28年度からやっていくということですので、しっかり組んで認知症の早期発見、早期対応のための認知症集中支援チームは平成28年度中につくっていくということでしょ。準備を進めていくのですか。準備は大分かかるのですか。

- 〇議長(山本浩平君) 田尻高齢者介護課長。
- **○高齢者介護課長(田尻康子君)** 認知症初期集中支援チームは、29年4月から設置する考えでおります。それに併せて認知症地域支援推進員の配置も考えております。それで28年度新年度になりましたら、これの仕組みづくりというのはございますので、その制度設計につきましてはやはり28年度中に準備していきたいというふうに考えております。
- **〇議長(山本浩平君)** 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番(吉田和子君) 国は2018年度には全市町村に設置するというふうにしていますので、 それには間に合うということになりますね、わかりました。もう1つ、町は教育委員会も連携 しながら学校の中でも認知症教育、認知症サポーターについてなのですが教育をしております。 町の目標もしっかり持ちながら認知症サポーターの育成を図っておりますが、私はこの中でリ ーダーの育成をしていく必要があるのではないかということは何回か質問していました。見守 りということで今徘回が大変問題になっております。事故があったりとかいろんなことで問題になっておりますけれども、白老町には子どもを守るひなんの家という旗が立っています。私はこの認知症リーダーというか認知症サポーター養成講座を受けた人、私も受けたのですが何もしていません、そういう方々がたくさんいると思います。でも、何かそういうマークを置いて何かあったら入ってきてくださいということは言えます。そういったことではこういった緊急避難の家のような認知症家族の支援、そして徘回したときに探しに行って見つけたら裸足で行っていることもあるのですよ。ちょっとその旗か何か印のあるところへ入って助けを求めるだとか、応援をしてもらうとか、そういったいろんなことができると思うのですが、そういったこと今はじめて言いましたので検討になるかどうか伺いたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長(田尻康子君) 議員がおっしゃっているのは、認知症サポーター要請講座を受講された方の活動の生かし方ということになってくると思いますけれども、子ども課のほうで行っている子どもを守るひなんの家という旗を立てて何かあったら避難できるという仕組みかと思いますけれども、そこら辺は認知症高齢者の徘回されている方に対してのその事業と合うかどうかというところは、ちょっと検証はしないといけない部分かなと思います。ただ、受講された方の今後のその啓蒙というのですかね、自分の認知症サポーターという意識づけという部分と啓蒙活動という部分については、今後ちょっと課題が残っているところがありますので、そのあたりは今後考えていかなければならないというふうに思っております。なかなか27年度もその受講されていいる方を登録制にして、今後できあがるサロンだとかで活動していただきたいというふうにはこちらとしても考えておりますので、そこ含めて今後考えていきたいと思っております。

〇議長(山本浩平君) 5番、吉田和子議員。

[5番 吉田和子君登壇]

○5番(吉田和子君) 認知症サポーター、講習会をしてつくることの数の達成が目的みたいになっていて、その人たちをどう町として活用していくのかということがついてきてないと思うのです。そのことで気になるのですよ。本当にどんどんどんどん認知症の方ふえています。本当にお父さんが徘回して、もう何日も帰ってこなかったという話も聞きました。ですから、本当に今度お母さんもなったのだと、それで本当にお嫁さんがお父さんお母さんを見ていると、そういう姿を見るとだんだんだんだん痩せていくのですよ。そういう姿を見ると本当に周りからのサポートというのは大事だなと。お父さんは施設に入ったと言っていました。だから少し楽になったよと言っていましたけれども。本当にそういった数だけやればいいということではなくて、どう活用するのかということを今後検討していただきたいというふうに思います。認知症カフェはちゃんと28年度からやっていくということですので、これはしっかりと組織づくり、運営の方法含めて、それこそ認知症サポーターも利用しながら、しっかりとした体制づくりをしていただきたいというふうに思いますけど。

ここ最後になります。町長に伺いたいと思います。成年後見人の話です。これは町長の諮問

だと思うのですが、14年の暮れに町民の諮問による白老町青年後見人制度利用促進検討会議をつくられたと思います。15年の1月にその方たちから提言書を受けております。そのときに町長は本年度機関を設置する苫小牧と連携模索を協議し、今後の需要動向を見て、16年から17年頃には町内に実施機関を設置する方向で考えたいと答えています。この間新聞見ましたら苫小牧市は16年の5月にその成年後見人の支援センターの設置をするというふうにしています。ただ、財源措置として1,844万円も計上しています。ということは、お金がかかるということは、連携をするということは、こちらもお金を持っていかないと連携をしてもらえないのではないかと思います。苫小牧も15年につくるはずがが16年になるわけです。そういったことから、今後その設置に向けて、そういったことの答申を受けて広域連携を考えている。白老町はそういった資格を持った人が今6人ぐらいいるというようなお話を聞いています。苫小牧で40人です、白老で6人ですから、すごいと思います。そういった方々を活用できるのだというものも持っているわけですが、今後どのように考えているのか、その辺を伺いたいと思います。

それともう1つ、町長は執行方針の中で地域包括ケアシステム構築、新しい総合事業移行に ついて、今要支援1、2が自治体の加入運営ということになって料金とか全部設定するように なっていますけれども、何年間かちょっと忘れたのですけども、今もう少ししたら要介護1、 2も自治体に移行される可能性が出てきています。そういったことを考えると、その新しい総 合事業移行への取組みをいつ頃までにやりたいとお考えなのか。2018年には白老町介護保険事 業計画、高齢者事業計画が第7期のスタートとなります。それまでに新事業計画が盛り込まれ ていかなければならないのではないかなというふうに考えますが、町長としてはどのようにお 考えになっているのか。苫小牧市は18年度の第7期の計画に間に合うようにつくると、移行し ていくと、そして計画もきちっとつくっていくという、事業計画をつくっていくということに してますけれども、どこの地域にいてもどこの場所にいても介護は平等に受けられる、そうい う体制づくりが私は必要だというふうに考えています。そういうことからいうと、今後やっぱ り町も苫小牧市が進んでいてお金があるからではなくて、白老もそれにきちっと負けないくら いのやっぱり計画をきちっと立てていく。執行方針で言っているわけですから、それの時期的 なものをきちっとして、見ていくということが今後必要ではないかというふうに思います。そ れともう1点、町民力、多文化共生のまちづくりをしていく。私はいろんな分野にそれがいき 渡るのだという話を昨日聞いていました。ボランティアのことです。ボランティアというのは これからは無償ではやれません。また苫小牧のことで申しわけありません。苫小牧は福祉のボ ランティアだけではなく、スポーツイベントとかいろんなイベントに町民が参画するときに、 きちっとポイント制を持って、ポイント制でなくても、全部有償化の形をとってきています。 私は多文化共生のまちづくりをしていく中で、何でもボランティアに頼った、ボランティアの 力を借りる町民力を生かすということになると、それについてくるものも必要になるというこ とも考えるのですが、その辺のお考えを伺って終わりたいと思います。

- **〇議長(山本浩平君)** 田尻高齢者介護課長。
- ○**高齢者介護課長(田尻康子君)** 私のほうからちょっと市民後見人制度の体制づくりの関係

のほうをちょっとお答えせさせていただきます。苫小牧市さんのほうでは、ことしの5月から 成年後見支援センター開設するということで、動き出そうとしているところなのですけれども、 実は本町でも2年前に東胆振圏域の課長会議、振興局主導で行っていた会議で、白老町を含め ましてほかのまちも町独自ではなかなかその法人後見体制も難しいというところで、また先ほ ど吉田議員もおっしゃったように、2年前に検討会うちのほうでも成年後見人の関係の検討会 を開催したあとのご意見をいただいた中では、やはり最初は経験値がない中で町で独自でつく るよりは近隣で中心となるまちで率先してやるところがあれば、広域の形でどうなのだろうと いう意見をいただいております。ただ、苫小牧も立ち上げたばかりになると思いますので、そ のあたりは、こちらも様子を見ながらは投げかけていきたいというふうに思っております。そ れから地域包括ケアシステムの関係でございますが、こちらは白老町といたしましては高齢者 人口が平成31年にピークを迎えるということで、やはり国が2025年に75歳以上の方がピークを 迎え、白老町の場合はもっと早くピークを迎えてしまいます。また、どんどんふえてきますの で、そういったところは国と合わせてやってられないというところがあるので、今第5期、第 6期計画の中で基礎的なところを整備していきたいというふうに考えております。また新しい 総合事業の移行、これは要支援1の方の一部の通所介護と訪問介護の部分につきましては、今 のところは移行が29年4月というふうに考えておりまして、それに向けて今現在、事業を整備 するために準備を進めているところでございます。

〇議長(山本浩平君) 戸田町長。

〇町長(戸田安彦君) 認知症のほうのケアシステムのほうなのですが、今担当課長が言った とおりなのですが、高齢者の介護保険福祉計画にも認知症のことも強く載っていますので、こ れは高齢者なのですが若い人の認知症もふえているということなので、これはやっぱりケアシ ステムの中にきちんと連携をとりながら見守っていかなければならない、予防対策、早期発見 をしていかなければならないと考えておりますので、ケアシステムは高齢者だけではなくて、 その認知症も含めた若い人のためのケアシステムにつくっていかなければならないというふう に考えております。それは社会福祉協議会を含めたいろんな町内の事業所とも連携をしていか なければならないというふうに考えております。多文化共生のボランティアのポイント制の件 だったのですが、これから仕組みはつくっていくところでありますが、先ほど言ったように有 償ボランティア、確かに全部が全部ボランティアで何でもお願いするというわけにはいかない と思います。そこにはやっぱり仕事となるものと仕事と無償ボランティアの間というのも出て くると思いますので、これは福祉の分野に限らずいろんな分野なので、有償のボランティアと いうことでお小遣い稼ぎのような形でやってもらってもいいですし、やっぱり無償になるとボ ランティアとは自分ためにやるので責任の度合いも違ってくると思いますので、この辺はいろ んな先ほど苫小牧の例もありましたとおり、苫小牧やいろんなところの例を参考にしながら、 進んでいきたいというふうに考えております。

〇議長(山本浩平君) 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番(吉田和子君) 今、町長のほうから若い人の認知症のお話が出ていましたけれども、認知症の国家戦略の新オレンジプランでは若年性認知症の対応をしっかりしなさいとなっていますので、しっかり取り入れながらやっていきたいと思いますし、市民後見人、今本当に虐待の原因の1つにもなっているわけです。そういうことから考えると、やはり連携を苫小牧市が無理でも胆振で連携できるのであれば、やっぱりお金はかかりますけれども、しっかりと組み合わせをしながら、今これから国会に出されますけれども、そういう後見人の支援策、守る体制が今までなかったのです。それが今これから出てきますので、そういったことも含めてその支援の立ち上げるその先端にはならないかもしれないけど、1つの機関として立ち上げていく必要が私はあると思うのですが、その辺どうでしょうか。

〇議長(山本浩平君) 戸田町長。

〇町長(戸田安彦君) この市民後見人の若年層のというお話だったのですが、幅広く今いろんな課題、特に核家族化とか近所のつき合いとかそういうことも含めて、非常に重要になってくるというふうに考えております。今、国の制度もちょっと私も理解していないところはあるのですが、国の制度とか道の指導とかも合わせてこれは考えていきたいというふうに思います。

○議長(山本浩平君) 以上をもちまして5番、吉田和子議員の一般質問を終了いたします。

◎延会の宣告

○議長(山本浩平君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。本会議は、11日10時から引き続き再開いたしますので、 出席方よろしくお願いをいたします。

(午後4時15分)

会議規則第109条の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署名議員 山田和子

署名議員 松田謙吾

署名議員前田博之